

## 令和5年第3回千代田町議会定例会会議録目次

|                 |   |
|-----------------|---|
| ○招集告示 .....     | 1 |
| ○応招・不応招議員 ..... | 2 |

### 第1日 9月6日（水曜日）

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| ○議事日程 .....                           | 3  |
| ○出席議員 .....                           | 3  |
| ○欠席議員 .....                           | 3  |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 ..... | 3  |
| ○職務のため出席した者の職氏名 .....                 | 4  |
| 開 会 （午前 9時00分） .....                  | 5  |
| ○開会の宣告 .....                          | 5  |
| ○諸般の報告 .....                          | 5  |
| ○会議録署名議員の指名 .....                     | 5  |
| ○会期の決定 .....                          | 5  |
| ○一般質問 .....                           | 6  |
| 森 雅 哉 君 .....                         | 6  |
| 柿 沼 英 己 君 .....                       | 12 |
| 橋 本 和 之 君 .....                       | 18 |
| 大 谷 純 一 君 .....                       | 27 |
| ○次会日程の報告 .....                        | 33 |
| ○散会の宣告 .....                          | 33 |
| 散 会 （午前11時16分） .....                  | 33 |

### 第2日 9月7日（木曜日）

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| ○議事日程 .....                           | 35 |
| ○出席議員 .....                           | 35 |
| ○欠席議員 .....                           | 36 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 ..... | 36 |
| ○職務のため出席した者の職氏名 .....                 | 36 |
| 開 議 （午前 9時00分） .....                  | 37 |

|                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| ○開議の宣告 .....                         | 3 7 |
| ○報告第 3 号の上程、説明、報告 .....              | 3 7 |
| ○承認第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....        | 3 9 |
| ○議案第 2 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....      | 4 0 |
| ○議案第 2 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....      | 4 2 |
| ○議案第 3 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....      | 4 4 |
| ○議案第 3 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....      | 4 5 |
| ○議案第 3 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....      | 4 8 |
| ○議案第 3 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....      | 5 2 |
| ○議案第 3 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....      | 5 4 |
| ○議案第 3 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....      | 5 5 |
| ○認定第 1 号～認定第 5 号の一括上程、説明、委員会付託 ..... | 5 7 |
| ○次会日程の報告 .....                       | 6 2 |
| ○散会の宣告 .....                         | 6 2 |
| 散 会 （午前 1 0 時 5 5 分） .....           | 6 3 |

#### 第 1 0 日 9 月 1 5 日（金曜日）

|                                           |     |
|-------------------------------------------|-----|
| ○議事日程 .....                               | 6 5 |
| ○出席議員 .....                               | 6 5 |
| ○欠席議員 .....                               | 6 5 |
| ○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 ..... | 6 5 |
| ○職務のため出席した者の職氏名 .....                     | 6 6 |
| 開 議 （午前 9 時 0 0 分） .....                  | 6 7 |
| ○開議の宣告 .....                              | 6 7 |
| ○認定第 1 号～認定第 5 号の委員長報告、討論、採決 .....        | 6 7 |
| ○議員派遣の件 .....                             | 6 9 |
| ○閉会中の継続調査の申し出 .....                       | 6 9 |
| ○町長挨拶 .....                               | 7 0 |
| ○閉会の宣告 .....                              | 7 1 |
| 閉 会 （午前 9 時 1 9 分） .....                  | 7 2 |

千代田町告示第97号

令和5年第3回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年8月31日

千代田町長 高橋 純一

1. 期 日 令和5年9月6日
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○応招議員（12名）

|      |   |   |   |   |   |      |   |   |   |   |   |
|------|---|---|---|---|---|------|---|---|---|---|---|
| 1 番  | 金 | 子 | 浩 | 二 | 君 | 2 番  | 橋 | 本 | 博 | 之 | 君 |
| 3 番  | 原 | 口 |   | 剛 | 君 | 4 番  | 大 | 澤 | 成 | 樹 | 君 |
| 5 番  | 酒 | 卷 | 広 | 明 | 君 | 6 番  | 橋 | 本 | 和 | 之 | 君 |
| 7 番  | 大 | 谷 | 純 | 一 | 君 | 8 番  | 森 |   | 雅 | 哉 | 君 |
| 9 番  | 川 | 田 | 延 | 明 | 君 | 10 番 | 高 | 橋 | 祐 | 二 | 君 |
| 11 番 | 柿 | 沼 | 英 | 己 | 君 | 12 番 | 小 | 林 | 正 | 明 | 君 |

○不応招議員（なし）

## 令和5年第3回千代田町議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和5年9月6日（水）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### ○出席議員（12名）

|      |   |   |   |   |   |      |   |   |   |   |   |
|------|---|---|---|---|---|------|---|---|---|---|---|
| 1 番  | 金 | 子 | 浩 | 二 | 君 | 2 番  | 橋 | 本 | 博 | 之 | 君 |
| 3 番  | 原 | 口 |   | 剛 | 君 | 4 番  | 大 | 澤 | 成 | 樹 | 君 |
| 5 番  | 酒 | 巻 | 広 | 明 | 君 | 6 番  | 橋 | 本 | 和 | 之 | 君 |
| 7 番  | 大 | 谷 | 純 | 一 | 君 | 8 番  | 森 |   | 雅 | 哉 | 君 |
| 9 番  | 川 | 田 | 延 | 明 | 君 | 10 番 | 高 | 橋 | 祐 | 二 | 君 |
| 11 番 | 柿 | 沼 | 英 | 己 | 君 | 12 番 | 小 | 林 | 正 | 明 | 君 |

### ○欠席議員（なし）

---

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                  |             |
|------------------|-------------|
| 町 長              | 高 橋 純 一 君   |
| 副 町 長            | 石 橋 俊 昭 君   |
| 教 育 長            | 田 島 育 子 君   |
| 総 務 課 長          | 宗 川 正 樹 君   |
| 企画財政課長           | 須 永 洋 子 君   |
| 会計管理者<br>兼税務会計課長 | 茂 木 久 史 君   |
| 住民福祉課長           | 高 田 充 之 君   |
| 健康子ども課長          | 久 保 田 新 一 君 |

|                          |   |   |   |    |   |
|--------------------------|---|---|---|----|---|
| 産業観光課長兼<br>農業委員会長<br>事務局 | 下 | 山 | 智 | 徳  | 君 |
| 建設環境課長                   | 坂 | 部 | 三 | 男  | 君 |
| 都市整備課長                   | 荻 | 野 | 俊 | 行  | 君 |
| 教育委員<br>会長<br>事務局        | 森 | 田 | 晃 | 央  | 君 |
| 監査委員                     | 白 | 石 | 正 | 躬  | 君 |
| 農業委員会<br>会長              | 蛭 | 間 | 泰 | 四郎 | 君 |

---

○職務のため出席した者の職氏名

|          |   |   |   |   |
|----------|---|---|---|---|
| 事務局<br>長 | 栗 | 原 | 弘 | 明 |
| 書<br>記   | 池 | 上 | 大 | 貴 |
| 書<br>記   | 大 | 川 | 智 | 之 |

開 会 (午前 9時00分)

### ○開会の宣告

○議長（小林正明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第3回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

### ○諸般の報告

○議長（小林正明君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、町長提案の報告1件、専決処分事項1件、条例制定1件、条例改正3件、補正予算4件、決算の認定5件であります。

続いて、例月出納検査結果報告については、令和4年度4月分、5月分、令和5年度4月分、5月分及び6月分までが監査委員よりなされております。

議員派遣につきましては、お手元に配付いたしました議員派遣結果報告書のとおり、1件の派遣を行いました。

また、去る8月29日に教育委員会から、千代田町教育委員会の点検・評価報告書が提出され、お手元に配付いたしましたので、併せて報告いたします。

出席説明員につきましては、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### ○会議録署名議員の指名

○議長（小林正明君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第125条の規定により、

4番 大 澤 議員

5番 酒 巻 議員

以上、2名を指名いたします。

---

### ○会期の決定

○議長（小林正明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から15日までの10日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から15日までの10日間と決定いたしました。

---

### ○一般質問

○議長（小林正明君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。なお、質問は全員一問一答方式で行います。

最初に、8番、森議員の登壇を許可いたします。

8番、森議員。

[8番（森 雅哉君）登壇]

○8番（森 雅哉君） おはようございます。議席番号8番、森雅哉でございます。議長の許可を得ましたので、通告に基づきまして質問させていただきます。

今回は、本町の農政について幾つか質問させていただきます。それと、農業についての知識があまりありませんので、場合によってはご教授いただけると幸いです。

さて、最初の質問です。田んぼや畑への不法投棄が問題になっているとお聞きしました。この件は、私だけではなく、ほかの議員の中でも気にかけている方が複数いて、とても深刻な問題だと受け止めています。このような行為は、環境に悪影響を及ぼすだけではなく、農業や地域社会にも大きな影響を及ぼす可能性があります。

例えば田んぼや畑へのごみの不法投棄が引き起こす主な問題を少し例として挙げてみます。捨てられた空き缶などをそのままにしておくと、ここは捨てていい場所と勘違いされて、農地や農作物に大きな影響が出るぐらいまで捨てられる可能性があります。それらを防ぐためには、小まめにそのようなものを片づけなければいけなくなります。また、ごみは土壌を汚染します。場合によっては、河川の汚染につながります。プラスチックや有害物質が含まれている場合には、生態系へのよくない影響も考えられます。

ほかには千代田町の景観の美しさが損なわれることにつながります。橋や道路の整備によって、千代田町には町外から来る方々も増えると予想されますので、美しい町を維持できればと思います。

以上を例として出しましたが、これは緊急性が高いものの、解決には時間がかかると認識しております。この問題について、農業委員長に質問させていただきます。

まず、ほかの市町村がどのような対策をしているのかを調べてみますと、いろいろな方法がありました。皆さん苦慮されているようです。その中で、例えば兵庫県猪名川町では郵便局の協力を得て、不法投棄情報協定を集結して早期発見に努めるとともに、農地パトロールや通報制度を制定しています。通報制度は、住民からの情報提供によって、投棄者が判明した場合における報酬制度を設けて、全住民による監視体制をつくったということです。

これは一例ではありますが、本町における対策として何か行っていることがあるか、あるいは今後

何か推進していこうと思うようなことがあればお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小林正明君） 蛭間農業委員長。

○農業委員長（蛭間泰四郎君） 森議員のご質問にお答えします。

当委員会では、各委員が随時農地パトロールを実施しているところでございます。パトロールを実施している中で、農地周辺にごみ等ポイ捨てや不法投棄が頻繁に見受けられることを問題視しまして、近年、農地周辺や河川周辺において、清掃活動を継続的に実施しております。また、町当局では、令和2年度11月より日本郵便株式会社と包括連携協定を締結しており、この中で、町内の業務中に不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した場合には、町に情報提供していただけることになっております。

今後も各部署や担当部署と連携を強化しまして、農地に限らず、町内におけるごみの不法投棄解消に協力してまいりたいと考えております。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（小林正明君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。現状でかなり困っていらっしゃって、いろいろとされているということがよく分かりました。

不法投棄について調べてみますと、個人の場合には、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方の刑に処すると規定されています。これは、かなり重い罰則規定だと思います。それなので、その罰則についての周知も効果的ではないかと思います。不法投棄の罰則についての看板も見かけた気がしますが、この件についての現状をお聞きしたいと思います。

例えば小中学校で不法投棄をしないことの教育とともに、罰則についても知らせるとか、場合によっては、農業関係者などが学校に赴いて、直接現状を知ってもらうために話をするとか、町のイベント等でチラシを配布するのもよいかもしれません。そのような町民への周知について、現在の状況や将来の予定などがありましたらお聞かせいただけますでしょうか。

小中学校への話ですと教育委員会ですが、広く町民へということで蛭間会長にお願いいたします。

○議長（小林正明君） 蛭間農業委員長。

○農業委員長（蛭間泰四郎君） ご質問にお答えをさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、不法投棄の罰則については、廃棄物処理法において厳罰に処せられることが規定されております。これまでに農業委員会の設置した看板では、不法投棄禁止、警告という黄色の看板を議員も見たとありますが、具体的な罰金に関しては、表示はされておませんが、千代田町と大泉警察署の連名で表記されております。この看板を設置することで、その場所が不法投棄の監視重点箇所であることを認識させるとともに、警察署との連名により犯罪行為であることを明確にし、ごみの投棄者に対する心理的な抑圧効果を狙ったものでございます。

今後も不法投棄が頻繁に発生する箇所や粗大ごみの不法投棄があった箇所などには、関係部署と協力し、看板を設置するなど、引き続き対策に努めてまいります。また、当委員会では、実施した清掃

活動を町広報紙や新聞等で周知することによって、賛同者が増え、活動が広がっていくことを期待しております。

また、小中学生や一般の方への啓発活動につきましては、教育委員会や他の部署とともに相談させていただき、児童や生徒並びに町民と接する機会において、我々の本業である農業活動を通じながら、農地や周辺の環境を大切にすることと、ごみの不法投棄が重大な犯罪であることを周知していきたいと考えております。少量のごみの投棄であっても、農地や周辺環境に与える影響が少しでも多くの方に認識していただけるよう、今後も啓発活動を続けてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小林正明君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。捨てる方というのは、結構軽い気持ちで捨ててしまうと思うのですが、実際は懲役刑だったり、かなり重い罰金刑などがありますので、軽い気持ちで捨てた方も後悔しないようにという点でも、周知のほうをよろしく願いいたします。

次に、農業の担い手不足について、産業観光課長にお聞きいたします。現在農業の担い手不足の話がいろいろなところで出ていて、本町も例外ではありません。担い手不足については、例えば平成14年からは、新しい農業者年金制度がスタートしたと聞いています。また、今後の地域農業をどのようにしていくべきかや誰が中心的な役割を担うのかをみんなで考えて話合うことが大切ということで、本町には人・農地プランという活動があります。

また、千代田町第6次総合計画では、「活力ある産業とにぎわいのあるまちづくり」ということで、農業のことにも触れられています。その中には、農業用機械の導入を支援する点もあり、実際に町から補助を受けて購入した方がいるのは決算報告でもありました。ほかには、農地中間管理機構による担い手への農地の集積、集約化を促進するために、区画拡大、畦畔撤去の希望者を募集するということがあります。

という具合で、現在既にいろいろなことがなされていますが、更に例えば最初の頃は少し生活費の面倒を見ることなど、何か追加で支援を行うような予定などがもしあればお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小林正明君） 下山産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（下山智徳君） 改めまして、おはようございます。それでは、私のほうからご質問にお答をさせていただきます。

農業の担い手不足の問題に対処するため、就農者の確保及び育成の支援を推進するための町独自の追加支援策ということでございますが、既存事業の中から3つほど挙げさせていただきます。

まず、就農準備支援事業でございますが、こちらは基礎的な農業知識や技術及び経営能力の取得を目指して、農林大学校等で研修を受ける農業者に対して、生活基盤を補助するために、年50万円を最大2年間助成するというものでございます。

次に、経営安定支援事業でございますが、こちらは農業を始めてから経営が安定するまでの間、新規農業者に対して生活基盤を補助するために、年50万円を最大3年間助成するものとなっております。

また、議員のご質問にもありました農業機械購入支援事業でございますが、こちらは経営規模の拡大を図るために、農業機械の購入に要する経費の一部を補助するという内容となっております。

これらの町施策のほか、国や県の補助事業等も併せて就農者を支援することで、担い手不足を少しでも解消できるよう、引き続き努めてまいります。

以上です。

○議長（小林正明君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。既にいろいろとされているということで、今後も効果があるかどうか、いろいろ検討しながら進めていただければと思います。ありがとうございます。

引き続き産業観光課長にお聞きいたします。昨年より肥料の高騰が問題になっていると認識しております。高騰だけではなく、手に入らないのではないかと心配する声も聞こえています。それについて農水省では、輸入に依存する肥料原料の安定供給に向けて備蓄体制を整備したという発表がありました。来年度中にもリン安や塩化カリの備蓄を確保するそうです。ただ、少ない肥料が備蓄に回ることもあり、価格の高騰が懸念されます。1、2年前の倍ぐらいの価格になっているという話も聞いています。

これについては、本町でも農業者原油等高騰対策支援事業として支援金を交付することもありました。国や県での取組みとしては、肥料価格高騰対策事業というものがあり、肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和するため、化学肥料2割低減の取組みを行う農業者に対して、国と県で肥料価格上昇分の8割、国が7割、本県1割を支援するとあります。

これについて、化学肥料2割低減の取組みは一般的に可能なものか、そして現状の対策で実際に農家の方々は困らないのかについてお聞きいたします。また、この件について、更なる支援を国や県に要望していくことがあるのかどうか併せてお聞かせいただければと思います。

○議長（小林正明君） 下山産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（下山智徳君） それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

まず、化学肥料でございますが、こちらは化石燃料や鉱物資源を化学的に合成して作る肥料のことでございます。その原料のほぼ全量が輸入で調達されていることから、国際動向による価格変動などの影響を受けやすい性質がございます。この点、国では、みどりの食料システム戦略の中で、持続可能な食料システムの構築に向けた取組みの一つとしまして、化学肥料の使用量を2030年までに20%、また2050年までに30%低減するという目標を掲げております。

議員のおっしゃる肥料価格高騰対策事業につきましては、国際情勢の影響を受けにくい国内資源を活用した肥料の利用拡大を促進するために、化学肥料の2割低減に向けた取組みの定着に向けた地域の取組みを国と県が支援するという内容となっております。

実際に化学肥料 2 割低減が可能かという点でございますが、農業者ごとに営農環境が異なりますので、一概には申し上げられませんが、例えば土壌分析による施肥量の適量化、堆肥や有機質肥料の利用拡大、低成分肥料の利用など、それぞれの環境に合った取組みを複合的に行うことによって、実現は可能であるというふうに考えております。

本事業については、現在近隣市町及び農業協同組合と協議調整を重ねまして、町協議会としての事業実施に向けて現在検討を進めているところでございます。

現状の対策で十分なのか、また更なる支援要望があるかという点でございますが、まず追加の支援策を国、県のほうに要望する予定は今のところはございません。しかしながら、肥料価格のみならず、燃料価格や電気料の高騰など、農業者にとっては大変厳しい状況が続いておりますので、国や県の動向を踏まえまして、また町の財政状況に鑑み、状況に応じて必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（小林正明君） 8 番、森議員。

○8 番（森 雅哉君） ありがとうございます。実際肥料だけではなくて、おっしゃるとおりガソリンとか電気とか、いろんなものが上がっていきますので、条件なしでできれば支援をしていただければと思っております。

次に、有機農業について産業観光課長にお聞きいたします。2019年、令和元年に一般質問させていただきました。当時高橋町長からの回答は、農業者自身の判断となりますが、情報を収集するなど研究協議も行いたいということでした。現在、地域ぐるみでの有機農業の推進を農水省が支援するオーガニックビレッジが、全国で84の自治体に広がっているそうです。政府のみどりの食料システム戦略の一環で、実施計画が認定されると交付金が受けられるそうです。先ほど質問させていただいた肥料の高騰への今後の対策の一つと捉えている方もいますし、遺伝子組み替え植物の輸入やゲノム編集された農作物が増えていることに、危機感を感じている消費者のニーズに応えるということもあります。

しかし、実際には、ビジネスとして採算が取れない点や栽培するに当たり、技術的な難しさもあると思います。それでも、もし町内で有機栽培を行いたいという方がいた場合に、何か支援をすることについて、どのようなお考えかをお聞かせいただければと思います。ちなみに有機栽培を行うことを決意した人、そしてそれを支援する人など、複数の人や環境などいろいろな要素があり、簡単なことではないだろうという認識はあります。よろしくお願いします。

○議長（小林正明君） 下山産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（下山智徳君） それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

まず、有機農業でございますが、こちらは有機農業の推進に関する法律におきまして、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み替え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷を、できる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業とい

うことで定義されております。

国では、みどりの食料システム戦略の中で、2050年までに耕地面積に占める有機農業の取組み面積の割合を25%、面積にして100万ヘクタールに拡大すること、またオーガニックビレッジにつきましては、2025年までに100市町村、2030年までに全国の1割以上、約200の市町村で実施することを目標と掲げております。

オーガニックビレッジにつきましては、これまでの農業者個々の取組みの推進に加えまして、より強固な生産、加工、流通、消費まで一貫して、農業者のみならず、事業者や地域内外の住民も巻き込んだ、地域ぐるみの取組みを進める市町村のことを言いますが、県内での事例は今のところはありません。また、本町におきましても有機農業の取組み事例は今のところなく、相談や支援要望等も特に寄せられていない状況でございます。

今後、具体的な相談や支援要望があった場合につきましては、国庫補助事業の活用も含めまして、支援策の整備を図っていきたいと考えております。

○議長（小林正明君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。有機農業については、技術的な難しさもそうですし、肥料についても、有機の肥料についての賛否もいろいろありますので、引き続き研究しながら、気に留めておいていただければと思います。

最後に、高橋町長にお聞きいたします。本町では、新橋の建設が決まり、工業団地の造成も進んでいます。町の活性化としては、とてもスピーディーに進展しています。その中で、田畑が少なくなっていくことについて、ふるさとの景観が変わることを残念に思う人や食料自給率の点から田畑が減ることは懸念材料かもしれません。今後本町として工業や商業を進めていくのか、あるいは田畑の存続も考えていくか、今の時点での考えをお聞きしたいと思います。

これは、全国的に食料自給率を上げていくという点では、田畑は残したほうがよいのですが、日本はまだまだ広いのです。本町だけで食料自給率まで考えることはなくてもいいだろうと思っています。ただ、2017年11月の「広報ちよだ」で、「だからうまい千代田のお米」という特集がありました。実際やはりお米は千代田町の誇りでもあります。

工業、商業、農業のどれを優先するということは、時代により変化しますので、今後の方針というのは決められないと思います。また、今日回答をいただいても、明日何か国際情勢が変わるなどの外的要因から、見直す必要が出るかもしれません。それを踏まえた上で、何となく農地が少なくなっていると感じる人、工業団地を増やしたほうがいいという、いろいろな意見を聞きます。

それらについて町長に、今の時点でどのような配分で進めるのか、あるいは農地を売りたいという人の状況を見ながら考えていくのかなど、今後の千代田町の方角についてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小林正明君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 改めまして、皆さんおはようございます。質問にお答えいたします。

本町は、利根川がもたらす豊富な水資源を利用した水稻やビール麦などの米麦を中心とする農業、工業団地の造成により拡大してきた工業、大規模店舗の誘致や商業集積により活性化を図ってきた商業、これらが調和した町として、これまで発展してまいりました。

参考までに各産業の規模を申し上げますと、令和３年の経済センサスによれば、本町の製造品出荷額は約1,799億円、商業年間商品販売額は約228億円となっております。また、農林水産省が公表しております、令和３年の市町村別農業産出額、これは農林業センサス結果等を活用した市町村別農業産出額の推計結果となりますが、これによりますと、本町の農業算出額は約11億円という状況にあります。

皆さんもご存じのように、皆さんに今回参考資料として配付いたしました令和４年度の決算額、決算の参考資料のほうです。あれを見ていただきますと、営業、更には農業とか、その所得の金額も記載されておりますので、参考にさせていただければと思いますので、お願いします。

農は国の基なりという言葉があるとおり、国民を養う農業は国にとっての要であり、１次産業は国家経営の基本であるという考え方は現在も変わっておりません。食料自給率向上のために農業を守っていくことは重要であります。一方で、本町の未来を考えた場合、各産業の規模や本町の将来像を見据えた、より有効的な土地利用や都市基盤整備を図ることも、同様に重要であると考えております。

町といたしましては、群馬県が来年度関連予算を計上する見込みであります利根川新橋の建設、また本町を含む県東部地域で集積が進み、ますます需要が高まっている工業団地造成など、各種事業の実施計画や進捗状況を踏まえ、更には世の中の状況を踏まえて、インフラ整備や土地利用や、総合計画を踏まえた上で、町の将来像を描きながら、大局的な立場から、よりよい町の将来を目指したバランスの取れた土地利用及び都市計画を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小林正明君） ８番、森議員。

○８番（森 雅哉君） ありがとうございます。バランスを考えながら進めていかれるということで、千代田町の行政について、今後も高橋町長に期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

これで一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小林正明君） 以上で８番、森議員の一般質問を終わります。

続いて、11番、柿沼議員の登壇を許可いたします。

11番、柿沼議員。

[11番（柿沼英己君）登壇]

○11番（柿沼英己君） 議長の許可を得ましたので、一般質問を行いたいと思います。

最初に、災害に強い河川整備の推進について質問します。先日、郡の議長会の主催による講演会が

ありましたけれども、気候が世界中で荒ぶるという表現をされましたけれども、異常気象が当たり前のようになってきたということで、そういった災害に強い、そういった危機感というのが大事だということなお話でありました。

近年では、令和元年の10月12、13日の台風19号、この影響によりまして、利根川の流域、特にこの中流域ですか、土砂が堆積しているのではないかという住民の声というのが多くなっております。そういった意味で、治水対策として、流下能力を確保する利根川のしゅんせつというのを推進するということが議論されているわけなのですが、埼玉県議会では、令和3年度で熊谷選出の杉田議員、また令和4年度では高橋議員が、利根川の治水対策として質問されております。これに対して、北田県土整備部長が答弁の中で、流下能力は確保されていると。しかしながら、浚渫など適切な管理の実施を国に働きかけますというような答弁をされておるわけであります。

千代田町においては、まず最初に、舞木の中州の土砂の堆積の要望について、どのように考え、また陳情するのか、高橋町長にお伺いしたいと思います。

○議長（小林正明君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 舞木地先の利根川には、上流から流れてきた土砂によります中州が形成されております。土砂の堆積は、小さなものから大きな陸地のような中州まで大小ありますが、いずれも川の流れを阻害する要因と考えられます。これらは、川の流れを妨げることは当然のことながら、治水上好ましくありません。このため、河川管理者である国に対しまして、実は先月8月にも要望に、担当課と総務課でも要望を行ってきたところであります。

今後に対策を講じていただけるよう、粘り強く陳情を継続してまいりたいと考えております。

○議長（小林正明君） 11番、柿沼議員。

○11番（柿沼英己君） 8月に要望に行っていたということで心強く思います。

次の質問で、赤岩渡船に乗りますと、大変土砂が堆積しているというのが分かるのですが、いずれにしても群馬県側の土砂の堆積の要望というのもあるのですが、渡船の運航上大変危険ではないかと思いますが、どうしていくのかお聞きしたいと思います。

○議長（小林正明君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 赤岩渡船の航路上においても、同じく上流から流れてきた土砂による堆積が認められます。赤岩渡船の運航に際して、土砂の堆積は障害物となるため、避ける形で運航を行っておりますが、安全な運航を行っていくためには、浚渫が必要と考えております。このため、赤岩渡船の委託元であります群馬県に、昨年度から相談をしており、何とか浚渫できるように、重ねて要望していきたいと考えております。

なお、浚渫を実施するためには、群馬県と埼玉県による予算措置が必要となりますが、今年度に入

りまして、群馬県より本町に対して状況確認の照会がありましたので、必要性を認識していただきながら、ぜひとも予算化していただけるよう、これからも要望を行っていきたいと考えております。

○議長（小林正明君） 11番、柿沼議員。

○11番（柿沼英己君） 莫大な金額になるので、なかなか大変でしょうけれども、今後も頑張りたいと思います。

次に、子育て支援についてお伺いしたいと思います。先日文教民生常任委員会の視察ということで、西学童クラブの施設を、また運営状況を拝見させていただいて、先生のほうから、老朽化しているところがあるので、ぜひ議員さんのお力をお借りしたいというお話がありました。そういった中で、私のほうが、広報のほうでレポートを書かせていただいて、住民に知っていただいたわけなのですが、そういった意味で一つの例なのですけれども、そういった環境整備の点で、一段の環境整備する考えはあるのかどうかお伺いします。

○議長（小林正明君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 西小の学童クラブについては、開所当初は西小学校の空き教室を利用しておりましたが、平成25年2月に、西小学校に隣接する旧の西幼稚園跡である現在の場所に移りました。10年が経過しております。建物については、平成4年度に旧西幼稚園舎を学童保育室及び遊戯室に改修し、併せて連絡棟を増設いたしました。その後、利用者の増加に合わせて、平成27年度に同敷地内に保育室を1棟増築いたしました。旧西幼稚園舎を利用した学童保育室及び遊戯室については、使用に伴う老朽化や経年劣化が目立ってきております。

今後少子化に伴い、施設に余剰が生じる、また学校施設や児童施設を含めた町の公共施設の在り方が変化していくといった可能性があるため、現時点では西小学童クラブについては、建て替えなどといった大規模な施設整備は考えておりません。しかしながら、児童が学童クラブの時間を快適に過ごせるよう、保育環境の向上に必要となる施設の改修や設備の更新などを行いながら、環境整備に努めてまいりたいと考えております。

実はまた近いうち、以前皆さんにもお示ししたと思うのですが、学校、今ある3校、これも含めた中で、これから建て替えも含めた中で検討していく状況かなと思いますので、それも含めた中、総合的に、大局的な立場に立った中で、先ほど述べたように、検討していく必要があるかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小林正明君） 11番、柿沼議員。

○11番（柿沼英己君） いろんな角度から検討するということで、分かりました。

次に、子育て支援について、補助メニューがホームページなどで一覧できると分かりやすいと。こういった作成の予定はあるかという質問なのですけれども、邑楽町なんかでは、補助メニューが分か

りやすくホームページというか、スマホなんかでも簡単に出てくるというので、分かりやすいなと思います。

また、先日文教のほうで視察研修に行ってきました、人口が1万人のところは1万5,000人とか、人口増のところを見てきたのですけれども、子育てガイドブックという、こういう一覧の冊子をつかって、補助メニューというのが一目瞭然で分かるというような。また、「暮らしの補助サービス一覧」とかという冊子ももらってきましたけれども、こういったやり方というのは参考になるかなと思いました。

いずれにしても、質問は、こういった作成の予定はあるかということで質問いたします。

○議長（小林正明君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 子育て支援の発信をするのに、何かいいあれがあるかという質問なのですけれども、町の補助金、サービスについて、町のホームページ上でまとめて一覧できるように、たしか6月、7月頃から我々も検討しておりました。それについて、8月29日より、千代田町の事業の補助金等のメニュー表がアップされております。町のホームページにですね。このメニュー表の中に、子育て支援関係の補助金及びサービスもまとめられておりますので、補助金及びサービスを利用される方にとって、より分かりやすいものになっていると思います。

今述べたように、ホームページ上でそのように発信をしているのですけれども、子育て世代の方全員がホームページを見るとは限っておりません。ですので、幾つもの発信の方法があるかなと思いますので、これからまたいろいろ、その辺を含めて、担当課ともいろいろ相談しながら、その辺を研究して、より分かりやすく発信していければと考えていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小林正明君） 11番、柿沼議員。

○11番（柿沼英己君） ホームページで始まったということで心強く思います。また、こういう御代田町のガイドブックみたいなものをつくって、いろんなチャンネルをつくるのも大事なかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

明石市の子育て支援ということで、先日健康子ども課から資料を頂いて、第2子以降の保育料の完全無料化というような資料とか頂きました。そういった中で、やっぱりすごいなと思いました。

いずれにしても、千代田町の場合は、ゼロ歳から2歳児の保育料で、第2子は半額にするということでもありますけれども、条件として、2人がこども園に在園しているときとするということ、条件があるのです。いずれにしても、第2子は半額といっても条件があると。明石市の場合は、第2子以降は完全無料化に、分かりやすいサービスなのですから。

いずれにしても、そういった条件を取り外して、より一層の子育て支援の充実に向かうということが大事だと思うのですけれども、その辺のことについてお伺いします。

○議長（小林正明君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 現在国の方針によりますと、幼保無償化により、3歳児以上の園児に係る保育料については無料となっております。3歳未満児については、世帯の所得に応じて保育料を決定しておりますが、国の基準による多子世帯の保育料の軽減措置では、同一世帯で2人以上の児童が同時にこども園などの児童施設に入園している場合に、2人目は半額、3人目以降は無料となっております。

本町においても、更なる保護者の負担軽減措置として、本町独自で、小学生以上のお子さんを含めて、扶養する児童が3人以上いる場合、第3子以降の保育料は無料としております。第2子については、国の基準に基づいて、第1子が同時に在園している場合のみ半額とさせていただきます。

第2子についても、第1子の同時在園という条件を取りはずし、軽減の対象を拡大することによって、保護者の経済的負担の軽減につながることは十分に理解しておりますが、その経費に係る財源確保が必要となるため、慎重に検討していく必要があると考えております。今後、軽減措置の対象や費用負担の在り方について、近隣のほかの町村も含めて、その状況を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小林正明君） 11番、柿沼議員。

○11番（柿沼英己君） 財源がかかるということですが、子育て支援することによって、移住者というのが来ますので、共働き世代の、そういったことで税収が将来的には上がってくるということです。投資と捉えて子育て支援に取り組んでいただければ、人口も増えるし、税収も増えるという、明石市のようなスタイルが取ればいいのかというふうに思います。

次に、老人福祉についてお伺いいたします。県の補助金が廃止になって、大人の紙おむつという、現物支給、これについて、町も廃止しました。その後の町の対応はどうなったのかお伺いします。

○議長（小林正明君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 紙おむつの件ですが、群馬県在宅要援護者総合支援事業補助金は、介護保険制度が創設された平成12年以降も、各市町村のニーズを踏まえつつ、紙おむつ等給付事業や介護慰労金支給事業など、適宜補助メニューが見直され、実施されたところであります。

令和2年度において、県において事業見直しが実施された場合、令和3年度から各市町村における自主的な取組み等へ移行することとなり、紙おむつ等給付事業に係る県単独補助金は廃止されました。本町においては、補助金廃止に伴い、紙おむつ等給付事業の在り方を検討した結果、町社会福祉協議会において、赤い羽根共同募金の配分金を活用した在宅介護用品購入費助成事業を開始する運びとなりました。

これまでの紙おむつ現物給付から変更し、1人当たり年間1万円を上限に、紙おむつや尿取りパッ

ドなどの購入費用を助成するものであります。紙おむつの性能向上や個々のおむつを使用する環境は様々であります。個人のニーズに合ったものを購入していただき、購入費用の一部を助成することで、これまで以上に効果的に在宅介護を支援する事業を行っております。

以上です。

○議長（小林正明君） 11番、柿沼議員。

○11番（柿沼英己君） 聞いた話によりますと、邑楽町では、現在も紙おむつの現物支給をやっているというお話も聞いております。

そんな中で、千代田町の場合は、1万円を上限に助成しているということですが、補助金の増額というのを考えているかどうかお伺いします。

○議長（小林正明君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 補助金の増額は考えているかということですが、令和3年度から在宅介護用品購入費助成事業を開始し、約2年半が経過しようとしておりますが、現在までに助成金額に関する要望等の声は伺っておりません。今後要介護認定者数は増加し、在宅で介護される介護者も増えることも見込まれますので、引き続き在宅介護者の意見や関係機関と連携を図りまして、在宅介護を支援していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小林正明君） 11番、柿沼議員。

○11番（柿沼英己君） 最後になるのですが、老人福祉の観点から、特に今年の夏は異常気象というか、朝テレビを観ていましたら、猛暑日が54日ぶりに解除というようなお話も聞いております。そういった中で、それでも熱中症に注意してくださいというようなアナウンスがありました。

そういった中で、熱中症対策として、エアコン使用による電気代の補助について、高齢者対策として考えているかどうかお伺いします。

○議長（小林正明君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） お答えいたします。

令和5年度千代田町の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金を令和5年4月から申請を開始しているところであります。電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担額を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対しまして、1世帯当たり3万円の給付を支給することで、高齢者世帯の経済的な軽減が図れるものと考えております。

また、先ほど議員のほう質問されたように、移住とか少子化対策等の件なのですが、これに関しても、皆さんのところにも、お手元に行っていると思うのですが、昨年のほうの転入が417件あるのです。更には、約350件が転出されているのです。以前から思いますと、多少なりとも町

に残った方が多いかなと。以前も私のほうからお話したように、あとは出生率を上げていくと。

出生率というのは、以前から、コロナの前は約80人ぐらいいたわけです。それが、コロナになりました、それから50人規模になってしまったと、出生がです。ですので、その辺を先ほど柿沼議員が述べたように、育て易い環境をつくっていきたいというふうに考えていますので、これからまたいろいろ議員さんのほうからも提案していただければ、その辺を踏まえた中でこれからまた検討していきたいと考えておりますので。

以上です。

○議長（小林正明君） 11番、柿沼議員。

○11番（柿沼英己君） 以上で一般質問を終わりますけれども、町長から前向きな答弁をいただいたので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（小林正明君） 以上で11番、柿沼議員の一般質問を終わります。

ただいまから10時15分まで休憩といたします。

休 憩 （午前 9時55分）

---

再 開 （午前10時15分）

○議長（小林正明君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

続いて、6番、橋本和之議員の登壇を許可いたします。

6番、橋本議員。

[6番（橋本和之君）登壇]

○6番（橋本和之君） 議席番号6番の橋本和之でございます。議長に登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めていきたいと思います。

私の質問は、小中学校とこども園における災害対応についてでございます。子供を預かるこども園や教育現場である小中学校は、一般の災害対策よりも少し配慮を必要とする災害対策が必須になるのではないかと考えられ、委員会も別でございますので、確認の意味も含め、災害対応について質問させていただきたいと思います。

同じ質問を教育長と健康子ども課長にそれぞれお答えいただく箇所が、初めのほうに多くありますが、ご了承いただければと思います。

それでは、最初の質問に行きます。先日の日曜日には、町の防災訓練がありましたが、今年で関東大震災から100年が経過しましたし、東日本大震災からは、干支が一周し、その当時に生まれた子供は今度中学生になります。そういう意味では、今の中学生でも東日本大震災の記憶がある生徒はほとんどいないと思われます。

東日本大震災では、学校で行われた津波に対する避難教育が生かされ、これは地震の揺れが収まっ

たら、家族のことさえ心配せず、とにかく一目散に高台へ逃げろという教えなのですが、学校全体として犠牲を出すことなく、避難ができたというところもあったようでございます。

そのようなことを考えますと、本町では津波の災害は考えにくいのですが、学校における防災教育は非常に重要であると思うわけでございます。

そこで、本町における小中学校では、どのような防災教育をしているのかというのを教育長にお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（小林正明君） 田島教育長。

〔教育長（田島育子君）登壇〕

○教育長（田島育子君） 改めまして、よろしくお願いいたします。では、ご質問にお答えします。

防災教育は、究極的には命を守ることを学ぶものです。そのため、災害発生の理屈を知ること、社会と地域の実態を知ること、災害に対する備え方を学ぶこと、災害発生時の処理法を学ぶこと、そしてそれらを実践に移すことが必要であると考えております。

文部科学省では、学校教育における災害教育の狙いを大きく3つ定めています。第1に、災害時における危機を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて的確な判断の下に、自らの安全を確保するために行動ができるようにすること。第2に、災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにすること。第3に、自然災害の発生のメカニズムをはじめとして、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようにすること。を定めております。小中学校では、これらを基に危機管理マニュアルとして防災教育計画を作成し、自助、共助、公助という点で、子供の成長段階に応じた命を守ることの学習を進めています。

しかし、学校教育の中において、防災教育という特定の教科があるわけではありません。様々な教科の中で、防災の狙いに沿った要素を入れながら進められているのが現状です。

例えば社会科では、地域の安全を守っている消防署や消防施設の役割などを教え、理科では、自然災害の発生のメカニズムを教えております。体育や特別活動、安全指導の時間では、自分の身を守る安全な行動を身につけさせるため、どういった時にけがをしやすいのか、けがをしないためにはどのようなことに気をつけたらよいのかななどを教えています。また、総合的な学習の時間では、地域の災害を知るために、ハザードマップを作成したり、町のハザードマップを活用して危険箇所を調べたりもしています。このような学習を有効的に進めるために、文部科学省から配布されている防災教育のための教材パンフレット、DVDなども活用しております。

更に、実際の行動として、年間を通して火災や地震に備えた計画的な避難訓練、おうちの方への引渡し訓練などを行うとともに、様々な角度から訓練内容を検討し、教職員先導の避難経路の確認だけでなく、いろいろな場所から自分で考えて集合場所に避難できるような訓練なども行っております。

そして、子供たちは、学校外においても、橋本議員がおっしゃるような、いろんな防災教育に参加などを行っているのですけれども、この間、町の防災訓練にも参加させていただきました。そのほか町

などが主催する防災教室、防災体験ツアーなど、様々あるのですけれども、それなどに参加しながら防災についての知識を深めております。

以上です。

○議長（小林正明君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 教育長、分かりました。個別の教育というのではなくて、それぞれ社会科だとか理科だとかというところで、その教科に合わせたというのでしょうか、防災教育を施しているということだったかなと思います。

次に、同じ質問になるのですが、健康子ども課長に、こども園ではどのような防災教育をしているかというのをお聞きしたいと思います。健康子ども課長、お願いします。

○議長（小林正明君） 久保田健康子ども課長。

○健康子ども課長（久保田新一君） ご質問にお答えします。

こども園における防災教育としましては、絵本や紙芝居を使って、災害に対する園児の防災意識の向上を図るとともに、園児に避難時の約束事を分かりやすく伝えるため、お、押さない、は、走らない、し、しゃべらない、も、戻らない、これらの頭文字を取って「おはしものお約束」として指導しております。

また、本町のこども園につきましては、千代田町立認定こども園の管理及び運営に関する規則で、毎月1回以上避難訓練、その他の必要な訓練を実施すると定められております。この規定に基づきまして、東西こども園では、年間の安全計画を作成しまして、火災の避難訓練を毎月1回実施するとともに、地震や水害、竜巻が発生したときに対応するための避難訓練を年1回以上実施しております。これらの訓練を通じて、園児に対して、保育教諭の指示に従って、落ち着いて行動できるように指導しております。更に、年1回千代田消防署の署員が来園し、避難訓練に立ち会っていただき、訓練後は消防車や救急車の見学、また火災に関する園児向け動画の鑑賞などを行っております。

○議長（小林正明君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 分かりました。こども園でも月に1回火災の避難訓練をしているということで、頻繁にしているのだなというのが印象に残りました。

次に、今お聞きした、今年というのでしょうか、今までやっている防災教育を踏まえて、それらを評価したりとか、教育長の感想だったりとか、最初の狙いというのでしょうか、目的とか、それを経て、今後どのような防災教育、今までと変わっていくのは、たくさんメニューがあったので、どうなのか分からないのですけれども、今後の防災教育をどのように考えていくかというのを教育長にお答えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小林正明君） 田島教育長。

[教育長（田島育子君）登壇]

○教育長（田島育子君） では、ご質問にお答えいたします。

今後の防災教育の方向性ということですので、今のところ３つの観点から考えております。まず、現在学校教育の中で行われている防災教育が、時代に合った内容か否かを検討します。そして、子供たちに基礎的な知識を確実に身につけさせるため、適切な機会を捉えて指導し、子供たち自身に考えさせることで、防災に対する意識の向上を図りたいと思っています。

防災教育は、一度の指導で簡単に身につくものではありません。継続は力なりで続けていくことが大切であると実感しています。また、防災教育の内容を見直す際に、１つの学校単位で考えるのではなくて、こども園、近くの公共施設など、少し広域的な規模でどのように取組むかなども考えていきたいと思っています。

次に、町の防災関係の行事など、多くの子供たちに積極的に参加してもらい、実践的な方法を体験してもらいたいと考えています。先ほどもちょっと申したのですけれども、まず小学校高学年の代表者を中心に組織された少年消防クラブが、町の防災訓練に参加したことで、様々な体験活動が行えました。今年は特に、自分で体験していくという活動が多かったように思いますので、有効的だったかなというふうに思っています。

また、昨年度から夏休み中に、コスメニスト千代田町プラザにおいて、大学の防災専門の講師をお招きした避難所体験教室が、１泊２日の日程で開催されています。参加人数は限られておりますけれども、実際に避難所となるプラザのホールにおいて、段ボール製の仕切りを作り、非常食を食したりしながら、そこでみんなで一晩過ごすなど、貴重な体験をしている子供もいます。更に、子供会防災体験学習では、都内の防災施設などを見学し、実際に地震の揺れや火災の煙、暴風雨などを体験しています。

このような活動を通して、防災に対する意識を高めると同時に、これらを経験した子供たちが、それぞれの学校に成果や課題を持ち帰ることにより、学校における防災意識の向上が図れると考えております。

最後に、今年度これから実施する事業です。陸上自衛隊や土木事務所等にご協力をいただきながら、より実践に近い防災教育を学校内で展開する予定です。新たな授業では、日頃から防災、減災について取組んでいる方々の存在を知ること、一方的に話を聞くだけではなく、実際に一緒に行動することなどを目的としまして、より身に迫った深い学びができることを期待しております。

以上です。

○議長（小林正明君）　６番、橋本議員。

○６番（橋本和之君）　教育長、たくさんお答えいただいてありがとうございます。

今年度でしょうか、自衛隊の協力を得て、学校行事として行うということでお聞きしまして、少し防災の観点から外れるのですけれども、大人がやっぱり教育現場に絡むということは、すごくいいことかなと思うのです。例えば子供が将来の職業を選ぶときに、どうしても学校の先生だったりとか、これは関わるからだと思うのですけれども、それとか親の職業だとか、そういったことを言うお子さ

んが多いかなと思いますので、そういったいろんな方の職業が絡む機会とかがあるというのはいいことかなと思います。

では次、同じ質問になるのですが、こども園では、今年の防災教育を踏まえて、今後の、来年以降ですか、こういうふうにしていくという方針や予定というのをお聞かせいただければと思います。健康子ども課長、よろしくお願いします。

○議長（小林正明君） 久保田健康子ども課長。

○健康子ども課長（久保田新一君） ご質問にお答えします。

こども園では今後も引き続き、地震や火災、風水害などといった様々な災害を想定して避難訓練を実施してまいります。繰り返し実施することにより、園児が避難に慣れ、また職員が災害時の動線や指示系統の確認をすることができるため、実際に災害が発生した際に、冷静な判断ができ、また適切な避難を指示することができるようになります。

地震避難訓練では、地震が発生したときの避難方法を繰り返し園児に指導するとともに、保護者への引渡し訓練も実施いたします。火災避難訓練では、様々な場所からの火災発生を想定し、避難場所を変化させ、その時々に応じた対応ができるように実施いたします。水害避難訓練では、これは初めての試みとなりますが、東地区におきまして、東こども園と東小学校が隣接していることから、こども園と小学校との合同訓練を計画しております。これらの避難訓練を通して、引き続き園児の防災意識の向上に努めていきたいと考えております。

○議長（小林正明君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 健康子ども課長ありがとうございました。今年は、こども園と東小学校で一緒にやるということで期待したいなと思います。やっているのかもしれないのですが、こども園だと、どうしてもお子さんが小さいですから、保護者を含めた防災教育というのが非常にいいのではないかなと思いますので、そのような形でも取組んでもらえるといいのかなと思います。

では、次の質問に行きたいと思います。地震を想定した場合の小中学校における避難場所、避難経路、保護者への引渡しまでの具体的な計画は作成されているのかというのを教育長に聞きたいと思います。地域防災計画の中では、個別のマニュアルがあると記載されておりますので、詳しくお聞かせいただければと思います。教育長、お願いします。

○議長（小林正明君） 田島教育長。

[教育長（田島育子君）登壇]

○教育長（田島育子君） では、ご質問にお答えいたします。

小中学校では、危機管理マニュアルを作成し、子供たちや教職員が様々な有事に備えた行動や危機に直面したときのよりよい行動ができるように、計画的な訓練を実施しています。これが現物なので、危機管理マニュアルということで、これは3校を一緒にしてありますけれども、かなり厚いものです。このようにいろんな場合を想定した細かい対策がこの中には示されているのですけれ

ども、ここで一つ一つ詳細を申し上げますと、かなりの時間を要してしまいますので、大卒な答弁になりますことをご容赦いただきたいと思います。

ご質問の地震を想定した避難訓練ですけれども、その目的は、教職員による的確な指示の下、子供たちの安全を確保することはもちろん、子供たちに対する日々の指導や訓練等により、子供たち自身が自ら考え、身の安全を確保できるような判断力や行動力を養うことです。

避難訓練につきましては、大きく分類しますと、3つの訓練が計画されております。1つ目なのですけれども、これは皆さんご存じの避難経路の確認です。多分橋本議員さんも経験していらっしゃると思うのですけれども、突然校内放送で、「地震」という校内放送が流れると、子供たちが机の中に入ると入る。少ししますと、先ほどの地震によりどこどこで火災が発生しという放送が次に流れると、子供たちは教職員の指示に従って、決められた場所に移動しながら避難経路を確認するという避難訓練です。

2つ目なのですけれども、子供たちへ訓練内容を具体的に知らせない訓練です。休み時間等を活用して行う訓練で、いつ、どこにいても、自分で考えて避難できるようにするものです。

3つ目は、おうちの方への引渡し訓練です。これは、子供たちが学校にいる時間帯に、震度5弱以上の地震発生を想定し、事前に登録されているおうちの方に迎えに来ていただき、子供たち一人一人を引き渡すものです。

子供たちは、通常避難をしているのですけれども、おうちの方がいらっしゃるまでの間、学校に待機させ、時間がかかっても子供たちを学校で保護することになっています。その際、引渡しの手順、これも確認するのが大事なのですけれども、車でいらっしゃる方がたくさんいますので、車の誘導、駐車スペースなどを併せてその確認も行うものです。

学校での避難場所については、原則校舎から離れて、倒れるものが少ない校庭と決めておりますが、今災害がいろんな形で起こっているという現状を踏まえまして、災害の種類や規模によっては、校舎の最上階または体育館等に避難するほうがより安全であることも想定しています。

教職員については、校内の災害対策本部からの指示を受け、迅速に行動できるよう研修を実施しています。また、休日や勤務後の在宅時、通勤時等に大きな地震が発生した場合を想定し、子供の安否確認をどのように行うか、それも教職員間で共通理解をし、保護者への協力もお願いしているところです。

以上です。

○議長（小林正明君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 分かりました。大変細かくマニュアルができていますので、次の質問に支障を来すのではないかなと、聞いていてちょっと思うぐらいだったかなと思いました。

同じ質問でございしますが、こども園でも地震を想定する避難場所、避難経路、保護者の引渡しまでの具体的な計画について、健康子ども課長に聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小林正明君） 久保田健康子ども課長。

○健康子ども課長（久保田新一君） ご質問にお答えします。

こども園では、様々な災害に応じた対策マニュアルを作成しておりまして、地震を想定した対策マニュアルにつきましても作成しており、地震発生時における対応計画が記載されております。

具体的には、地震発生時の対応としまして、まず安全確保として、布団などで頭を守り、棚や照明器具などの転倒、落下を避け、机などの下に入り、揺れが収まるまで待ちます。地震が収まりましたら、原則として園庭の中で建物などが倒壊した場合に危険が及ばない場所へ移動し、園児の安全確認及び人数確認を行った上で、園長または副園長へ報告することとなっております。その後、保護者へ一斉配信メールにて連絡を入れ、安全な場所で保護者の迎えを待ち、園児を引き渡すこととなっております。

こども園では、地震発生時にマニュアルに基づいた行動が確実にできるように、地震対策の避難訓練を毎年度複数回行っており、また引渡し訓練につきましては、昨年度より実施しております。訓練に際しましては、事前に職員間で細かな打合せを行っており、終了後は、職員間で反省、評価を行い、次回以降の訓練に生かせるようにしております。

○議長（小林正明君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 分かりました。去年からですか、引渡し訓練をされるようになったということで、2次質問ができるところでいいのですけれども、こども園の場合なのですけれども、ふだんから熱が出たとか体調が悪くなったというので、途中で帰るお子さんというのは数多くいらっしゃると思うのです。そのときに、保護者が迎えに来られるということもあるだろうし、あとはおじいちゃん、おばあちゃんだったりとか、おじさん、おばさんだったりすることというのはあると思うのです。

地震の場合というのは、突発的に起きて、全お子さんを保護者に引き渡すというのが一遍に来るわけです。そうすると、ふだんにも増して保護者の代わりに来る方というのですか、おじさんだったり、おばさんだったりとか、おじいちゃん、おばあちゃんだったりとか、その身元の確認のやり方とかルールとかというのは、多分あるのだと思うのですけれども、その辺を、どうなっているのかちょっと詳しく聞ければなと思うのですが、健康子ども課長お願いします。

○議長（小林正明君） 久保田健康子ども課長。

○健康子ども課長（久保田新一君） 申し訳ないのですけれども、今手元に資料がないので、確かなことは分からないのですけれども、基本的には迎えに来る方というのは登録されておりますので、その方に引き渡すということになっているかと思えます。その方が確認できない場合には、別の方が迎えに来た場合には、確認の電話ということで、その保護者さんなりに電話等で確認をしてから引き渡すということになっているかと思えます。

確かな回答にはならなくて申し訳ないのですけれども、以上です。

○議長（小林正明君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 健康子ども課長、すみません、ありがとうございました。確認が、電話連絡してから引き渡すということで、そういう確認の取り方ということで、少し安心したところでございます。

では、次の質問に行きたいと思います。次は、災害が起きた後の質問になります。実際に災害が起きて、学校が避難所となった後の学校運営を具体的にどのように考えているのでしょうか。例えば立ち入り禁止区域を設けて、学校と避難所を明確に分けることや避難者用にトイレや更衣室、授乳室や救護室などへの教室の割当てなどが考えられますが、実際にはどのような計画があるのかというのを教育長に聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小林正明君） 田島教育長。

〔教育長（田島育子君）登壇〕

○教育長（田島育子君） では、ご質問にお答えいたします。

災害の状況や災害発生後の時間の経過とともに、避難所の運営方法は常に変化するものと捉えております。まず、災害が発生した直後の救命避難期では、地域社会自体が混乱し、避難所としての学校施設運営が最重要視されるため、教育活動としての学校運営は非常に考えにくいものになることが予想されます。

次に、生命確保期や数日が経過した生活確保期では、救助、救難の開始とともに、水や食料等の確保、救援物資等の受入れや配分、衛生環境の整備などに追われ、やはり教育活動は困難を極めるものと思われま

す。そして、徐々に学校機能を回復させ、教育活動を再開するために準備が開始されるのは、少し混乱が落ち着く、災害発生数週間後としても、最初は避難所機能と学校機能が同居する形になると思われます。その後、本格的に学校機能の正常化に向けた活動が行えるのは、国や県からの方針が示され、避難された方々が仮設住宅等へ移動することにより、学校が避難所としての機能を完全に解消されてからではないかと思っています。

橋本議員がおっしゃる、立ち入り禁止区域の設定やその他の教室の割当てについては、災害時の状況に応じた対応が求められることや関係機関との連携によって進められることが多いと思われま

す。

○議長（小林正明君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 臨機応変的な計画になっているということでございました。

学校の避難所は、ほかの避難所と比べますと、早期に避難所としての役割を解消するような計画になるのではないのかなと思っております。がしかしなのですけれども、長期化する事態に備えて、児童生徒のプライバシーや個人情報にも配慮した計画も練り込んでおくことをお願いいたしまして、最後の質問に行きたいと思います。

町の災害対応を議論する中で、職員の半数が町外在住になっているということが話題になることがあります。それを小中学校に置き換えると、町内に住んでいる教職員や学校関係者は圧倒的に少ない人数になると思われます。そこで、災害時における教職員や学校関係者の連絡、参集体制はどうなっているかというのを教育長に聞きたいと思います。お願いいたします。

○議長（小林正明君） 田島教育長。

[教育長（田島育子君）登壇]

○教育長（田島育子君） では、質問にお答えします。

これも危機管理マニュアルの中にある程度練り込まれているものなのですけれども、災害時における教職員の第一義的役割として、子供たちの安全確保、それから安否確認、教育活動の早期正常化であります。しかし、自治体職員や関係機関に引き継ぐまでの一定期間または町の担当者等が避難所となる学校に配置されなかった場合、教職員が避難所の開設や運営等について、中心的な役割を担う状況が考えられます。そのため、在校時に大規模災害が発生した場合、校長先生を本部長、教頭先生を副本部長、教務主任を副本部長次長とした学校災害対策本部というものを直ちに設置しまして、教職員に指示を出す体制が整っております。

いるときはこれで大丈夫なのですけれども、ご指摘がありましたとおり、学校がやっていない場合のことなのです。これも教職員の動員計画というのがマニュアルの中にあるのですけれども、例えば地震の場合、震度5弱で初期動員、震度5強で1号、2号動員、震度6弱で全職員による3号動員が招集される仕組みができています。災害時における教職員の連絡、参集につきましては、議員さんがおっしゃったとおり、町外からの勤務者が多いため、時間を要する可能性があります。そのため、関係機関との連携の中に、お互いに補い合えるような仕組みをつくるなど、平常時から共通理解しておくことが必要であると考えております。

以上です。

○議長（小林正明君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 分かりました。全体を通して詳しくマニュアル化されていたのかなと思いました。

小中学校やこども園は、大切なお子さんを預かっている施設でございますので、あらゆる災害に対応できるよう綿密に計画を練ってもらい、いざというときには確実に計画が実行され、安全にお子さんたちを保護者の元にお返しできるような体制整備をお願いして、私、橋本和之の一般質問を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（小林正明君） 以上で6番、橋本議員の一般質問を終わります。

続いて、7番、大谷純一議員の登壇を許可いたします。

7番、大谷議員。

[7番（大谷純一君）登壇]

○7番（大谷純一君） 7番、大谷でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、公共施設の長寿命化と改築について質問させていただきます。最初に、公共施設においての老朽化と言われる定義を企画財政課長にお尋ねいたします。よろしくお願いします。

○議長（小林正明君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

老朽化とは、一般的に、古くなり役に立たなくなることを指す言葉であり、公共施設においても同等です。建築物の老朽化は、設備の性能が経年的に低下すること、建築材料がさびやひび割れの発生、腐食等によって劣化することによって生じます。

全国の公共施設では、昭和40年から50年代にかけて建てられたものが多く、築後50年以上が経過している施設も珍しくありません。本町においても、役場庁舎をはじめ小中学校、町営住宅、集会所などが集中的に建築された年代でもあります。近年公共施設の老朽化が全国的に進み、一斉に更新時期を迎えることが想定されております。

生産年齢人口の減少等による税収入の伸び悩みや高齢化の進展に伴う社会保障費等の増加など、引き続き厳しい財政状況が見込まれているため、今後増加していくであろう施設の更新に財源が確保できないことや、人口減少社会の進行により、公共施設等の利用需要が変化していくと予想されることから、公共施設全体の在り方を検討していくことが必要とされており、社会問題化している状況にあります。

一般的に施設の耐用年数については、財務省が示す減価償却資産の耐用年数等に関する省令が大まかな目安となりますが、これは税務上の取扱いのために定められた法定耐用年数であり、年数経過後に直ちに更新が必要というものではございません。ちなみにこの法定耐用年数ですが、木造は22年、鉄筋コンクリート構造のRC造では47年ですが、実際の建物の寿命はもう少し長く、木造では30年、鉄筋コンクリート構造では60年とも言われております。

本町においては、施設の適切な管理や修繕を行い、コストを抑えながら耐用年数の延長を図りつつ、持続可能な住民サービスの提供を続けるための長寿命化の取組みを実施しているところでございます。

○議長（小林正明君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） ただいま財務省の22年と47年というのを私も調べてあったのですが、なぜこの質問をしたかという、我々議員は、現在の統合される前の保健センターや総合福祉センターに視

察に参ったことがあるのです。そこで担当者は、口をそろえたように、老朽化のため雨漏りしますとおっしゃるわけなのです。昭和59年に建築した保健センターは、築年数が36年目に、都市計画道路の延長線上にあることもあり、取壊し、総合保健福祉センターへと複合化が図られました。また、総合福祉センターは、平成6年に建築され、27年目に統合されたのはご存じのとおりでございます。

総合福祉センターが統合される前の築26年目だったと思うのですが、そのときに、老朽化のため雨漏りをしているとの説明がありました。26年は古いかもしれませんが、雨漏りとは別と私は考えております。つまり50年経とうが、雨漏りしなければ構造躯体に影響を及ぼさず、壁が染みになることもなく、安全に使用することができると考えられるからです。

では、なぜ鉄筋コンクリート造では築20年あるいは築10年、どこの町とは申しませんが、造った途端に雨漏りという事例もありました。なぜそういうふうに鉄筋コンクリートでは雨漏りが生じてしまうのか、企画財政課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（小林正明君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

要因については幾つか考えられます。まず、1つ目は、屋上防水の劣化によるものです。鉄筋コンクリート造りでは、傾斜のある三角屋根ではなく、フラットな屋根が採用されております。そのため、防水シートなどで雨水を防いでおりますが、シートの劣化などで雨水が流入するケースが考えられます。

2つ目は、コーキングなどの劣化によるもので、サッシ周りのコーキングがひび割れなどで雨水が流入し、雨漏りを引き起こすものです。役場庁舎においても、台風など大雨が降った際に、階段踊り場で雨漏りが発生しておりましたが、昨年度に実施いたしました外壁改修工事と同時に、サッシ周りのコーキングの打ち替えを行ったところ、現在は雨漏りが解消しております。

以上の2つについては、ご質問の年数内で雨漏りが発生する可能性が比較的高いものと思われます。

その他の要因としましては、配水管の詰まりによるものやコンクリートのひび割れによるものなどが考えられます。鉄筋コンクリート造りの雨漏りを放置すると、コンクリート内部にある鉄筋部分がさびることによって膨張し、コンクリートを内側から破壊する爆裂と呼ばれる現象につながる可能性があります。コンクリートが壊れた隙間から、更に雨水が入り込んでいくため、更なる爆裂を起こすことにもつながりかねません。建物の強度自体も損ない、結果として建物の寿命が短くなることとなりますので、昨今のゲリラ豪雨や突風、大型で大変強い台風が来るなど、以前とは気象状況が異なっていることも踏まえ、雨漏りについては適切な対処を行う必要があると考えております。

また、建築時に第三者の工事管理者を選任し、専門的な知識を有する方に厳しい目でチェックしていただくことも必要だと感じております。発注者、設計者、施工者、工事管理者がしっかりとそれぞれの役割を果たすことで、よりよい施設が生まれるものと考えております。

○議長（小林正明君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） つまりコンクリート造の場合、振動や経年によりひびが入り、そこから雨漏りをするのが定説で、そのために防水シートを施工する工法が一般的のようではありますが、雨漏りというのは、先ほど申し上げましたとおり、構造躯体を劣化させることから、絶対に避けなければならない問題だと考えております。

一般住宅の場合、メーカー補償というものがあります。短いところで10年、長いところだと30年というような会社もあります。例えば我々が35年の住宅ローンを組んで、20年たったら雨漏りしましたと。まだ15年もローンが残っているのにどうしてくれるのだと、こういうような問題になりかねないと思うのです。ですから、今後、町として予定されている建物を建築する際、町の税金や交付金あるいはふるさと納税を使って造るわけですから、末永く安全に使える構造物にしなければならないと思うわけであります。つまり私は、雨漏りをして劣化させない建物というのが第一だと考えております。

そこで、今後町の公共施設において新築、改築等が相当数予定されておりますが、鉄筋、木造も含めて、雨漏りをしないような構造あるいは他の自治体の先進物件等を調査研究しているのか、企画財政課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（小林正明君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

遠くない将来において、公共施設の更新は避けて通れないものですが、現時点では公共施設の状態に応じ、適切な管理を行い、長寿命化を図ることを推進しておりますので、先進事例などの調査研究までには至っていない状況であります。

公益財団法人群馬県建設技術センターにも確認いたしましたが、雨漏りをしないような防水技術については、今のところ、これで絶対雨漏りしないという技術はないということでございます。これは防水に限らず、建築に関わる技術の多くは日進月歩であり、不具合や利用者の意見などを受けて常に改良、更新されている状況にあるためでございます。

今後更新を行う施設を具体的に検討する際には、ご質問をいただいた雨漏り対策などについても、最新の情報を収集しながら調査研究を進めてまいります。あわせて、複雑でバランスの悪い構造を避けたり、メンテナンスのしやすさを考慮したり、定期点検を行うなどの長寿命化が図れるよう考えてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小林正明君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 今年の初め、町民体育館が、大風によって屋根の防水シートが剥がれ、雨漏りをするという事案が生じました。理由は、一つは、構造的にふだん目視できる構造ではなかったのかなと思います。体育館はビルではないので、屋上に上がることができないので、屋根を目視できなかったからではないかなと私は推察しているのですが、別に非難しているわけではなくて、つまり定期点検ができなかったのではないかなというのが一因だと思います。

最初の耐用年数の問題になりますが、例えばコンクリート造が、耐用年数が60年でも、部材が10年

かもしれませんし、20年かもしれない。造りっ放しでメンテナンスフリーではないということなのです。普通の住宅が10年あるいは15年経ったときに、リフォームする方というのはいらっしゃる。あるいは電化製品では、設計上の耐用年数というのが何でも記載されております、10年とか。そういうようなことで、公共施設においても劣化する前にメンテナンスをする必要があり、先ほど企画財政課長がおっしゃったように、定期的にちゃんと見るのだよということが大事だと思います。

ですから、例えば体育館の雨漏りにしても、雨漏りしてからの補正予算ではなくて、年次の当初予算に組み込んで長寿命化を図っていく必要があると考えます。もしこの件についてお答えできるのであれば。私は、だから年次予算を組んで、定期的に建物をよく見てくださいよということを申し上げているのですが、企画財政課長、ご意見がありましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（小林正明君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

大谷議員さんのおっしゃるように、これまでは損傷が明らかになってから修繕を行う事後保全型という形を取っておりましたが、これからは予防保全型といいまして、議員さんのおっしゃるように、計画的にメンテナンス、定期的な点検ですか、そういったことをしていくような、転換が図られているような状況でもありますので、そういったことをすることで長寿命化も図れますし、またライフサイクルコストが縮減できるというような情報もありますので、公共施設においては、今後については計画的に見ていければと考えております。

○議長（小林正明君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） ぜひ傷む前に取り替えて長寿命化を図るという方針でよろしくお願ひしたいなと思います。

次に、山屋記念図書館についてお尋ねいたします。ご承知のとおり山屋記念図書館というのは、ぬれてはならない蔵書を管理しているところでございますが、今年もこの3階の議会棟から見ますと、屋根の防水シートの工事をしておりました。雨漏り対策が追いつかないのであれば、今教育委員会では、小中一貫も含めて中学校の建て替え工事というのが急務となっておりますが、山屋図書館においても新築、増床、移転も検討が必要ではないかと私は思いますが、教育長にお尋ねしたいと思います。

○議長（小林正明君） 田島教育長。

[教育長（田島育子君）登壇]

○教育長（田島育子君） では、ご質問にお答えいたします。

まず、町民体育館の件では、ご心配をおかけしまして誠に申し訳ありませんでした。あわせて、山屋図書館の雨漏りの問題もご心配をおかけしています。

山屋記念図書館は、昭和57年のオープン以来、今年で41年が経過しました。町民であれば誰もが知る図書館ですが、名誉町民、亡くなられました山屋八万雄氏からの寄附金を基に、近隣自治体に先駆けて建設されて、山屋氏の名前を永久に残すようにと、山の形をデザインした建物になってい

ます。決して大きな建物ではありませんが、数年前に片面しか使えなかった書架を両面書架へ、あるいは背の高い書架に交換すると同時に、配置を変更して棚数を増やすなど、小さい図書館なりに工夫をして蔵書の増加を図ってまいりました。現在は5万冊もの多くの蔵書を管理し、新刊をいち早く貸出しできる場所であると同時に、落ち着いた中で学習できる場所も確保されており、町民から親しまれております。

とはいえ、オープンから41年もの月日が経過しておりますので、施設の老朽化や経年劣化は避けられず、様々な修理を実施してまいりました。特にここ二、三年は、雨漏りが頻繁に発生し、その都度対策工事を実施しましたが、幸いにも大切な蔵書への被害はありませんでした。

大谷議員のおっしゃるとおり、様々な修繕、改修工事を行う中で、新築、増床、移転その他、検討されなかったわけではありません。しかし、山屋氏の名前を永久に残すこと、山の形を崩さないこと、それから匿名の方による本の購入に対する寄附金が継続していることなどから、現状維持の形になっています。

今後も創意工夫をし、スペースの確保に取り組むと同時に、将来的には財政状況も踏まえながら、増床や東側の芝生広場の利活用などについても検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小林正明君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） いろいろなお事情があるということで、2016年に小林議長も山屋図書館について一般質問なさっていますが、当初は画期的な図書館だというふうに私も記憶があるのですが、例えば図書館にしても、蔵書というのは被害がなかったということなのですが、1階、2階と図書館がありますが、もし水害対策ということで考えると、1階に蔵書があると完全に水没するという可能性もありますし、これは町長、役場の問題もそうなのですが、例えば発電機を、1階だと水に漬かってしまうから屋上に上げたほうがいいとか、あるいは役場でも大変な、後世に残していかないといけない……大事な書類というものがあるわけですね。書庫というか、そういうところが、あるいは火事に遭わないような耐火式になっているとか、あるいは水没しないような造りになっているとか、やっぱりそういうところというのは神経を使うところなのです。

山屋図書館を壊して造るというのが無理であれば、やはり中学校をどこに造るか分かりませんが、今後の課題ですけれども、中学校と併設するような形で新しい町民図書館といいますか、そういうので、構造物として、本を扱うことから重量物に耐えられるとか、あるいは雨漏りしないというような、ランドマーク的な、町民が集えるような、ちゃんと勉強して、軽食も食べられるような、そういった、人が集まれるような図書館で、知的財産の向上というか、町民知識の向上というか、そういうのに私は役に立てるようなものが造れたらと思いますので、ふるさと納税もあるわけですので、今後の目標として図書館の、取壊しができないのであれば、別のところに、中学校と併設して、ランドマーク的なものを造るような方向をぜひ考えていただければと思います。教育長のお考えがあれ

ばお尋ねしたいと思います。

○議長（小林正明君） 田島教育長。

[教育長（田島育子君）登壇]

○教育長（田島育子君） では、ご質問にお答えします。

中学校の話が出ましたので、ちょっとその話もさせていただければと思います。中学校校舎は、昭和41年から42年に新築されてから、55年以上経過しております。老朽化のため、新築が必要な時期に直面しているのが大きな町の課題でもあります。

それから、学校を建て替えるに当たって、学校が学校だけの機能だけでいいのかというのを含めて議論に入っています。令和7年からの総合計画後期基本計画には、中学校校舎建て替えの具体的な設計、建築時期などを明記する必要があるため、小中一貫校などの可能性も含め、早期に事業計画を決定する必要があると思います。その内容や方向性については、少しずつ議論を進めながら先進地視察を行っているところです。ここで明らかにすることはまだ、残念ながら、今のところはございませんというか、できません。ご了承ください。

しかし、事業内容がより具体化される時期になりましたら、どのようなまちづくりを行うかというのも含めて、多くの方からご意見をいただきたいと考えています。この先、統計的には小中学生の数が減少するのは確実です。町の人口も減少する可能性があります。先ほども申しましたように、学校が学校だけの役割を果たすだけでよいのか、町全体のデザインを描きながら、学校をはじめとする公共施設の在り方を考える時期に来ているのかもしれない。

大谷議員がおっしゃる中学校と図書館を併設する案につきまして、またカフェではなく食べ物ですか、食べ物屋さんとかというのを併設という案につきましては、貴重なご意見として受け止めさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（小林正明君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 鉄筋コンクリート造のメリットとして、耐用年数が長いであるとか、機密性が高く音漏れしにくい。学校とかは、そういう意味から鉄筋コンクリート造ということなのでしょうけれども、あとは冷暖房の効率が高いなど、いいところはたくさんあるのですが、本当に先ほどから申しているのですが、雨漏りには弱いというのと結露しやすい等のデメリットがあります。

これは、雨漏りに対しては、例えば先ほど企画財政課長のご説明のとおり、木造というのは二重の防水対策、壁と防水シートが施されているのですが、鉄筋コンクリート造ではコンクリートの壁だけという構造です。ですから、鉄筋コンクリート造にしても雨じまい対策、雨水浸入を防ぐ防水工事というのを完璧にやれる業者を選定してもらいたいというところがあります。また、瑕疵担保特約等長年にわたり補償してくれるような業者を選定するのも一つの考えだと思います。町長が以前おっしゃった木造建築の、茂木町の茂木中学校というのが、ネットで検索したのですが、ぜひ当議会でも機会があれば視察に行きたいと考えております。

いずれにしても、技術も30年前、40年前とは比べものにならないほど進歩しておりますから、不良工事が起こらないように、本当に雨漏りで壁が崩れるとか、そういうことにならないような、50年60年たっても大丈夫だと言われるような、中学校にしても、あるいはその他の公共施設にしても考えていただきたいなと思います。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（小林正明君） 以上で7番、大谷議員の一般質問を終わります。

これで通告者全員の一般質問を終わります。

---

#### ○次会日程の報告

○議長（小林正明君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日7日は午前9時から開会いたします。

---

#### ○散会の宣告

○議長（小林正明君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前11時16分）



## 令和 5 年第 3 回千代田町議会定例会

### 議事日程（第 2 号）

令和 5 年 9 月 7 日（木）午前 9 時開議

- |        |          |                                                                                    |
|--------|----------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第 1  | 報告第 3 号  | 令和 4 年度千代田町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について                                                  |
| 日程第 2  | 承認第 8 号  | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和 5 年度千代田町一般会計補正予算（第 4 号））                                    |
| 日程第 3  | 議案第 28 号 | 千代田町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定                                                           |
| 日程第 4  | 議案第 29 号 | 千代田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例                   |
| 日程第 5  | 議案第 30 号 | 千代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び千代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6  | 議案第 31 号 | 千代田町民プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例                                                    |
| 日程第 7  | 議案第 32 号 | 令和 5 年度千代田町一般会計補正予算（第 5 号）                                                         |
| 日程第 8  | 議案第 33 号 | 令和 5 年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）                                                   |
| 日程第 9  | 議案第 34 号 | 令和 5 年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）                                                  |
| 日程第 10 | 議案第 35 号 | 令和 5 年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）                                                     |
| 日程第 11 | 認定第 1 号  | 令和 4 年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定                                                           |
| 日程第 12 | 認定第 2 号  | 令和 4 年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定                                                     |
| 日程第 13 | 認定第 3 号  | 令和 4 年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定                                                    |
| 日程第 14 | 認定第 4 号  | 令和 4 年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定                                                       |
| 日程第 15 | 認定第 5 号  | 令和 4 年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定                                                      |

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### ○出席議員（12 名）

|     |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|---|
| 1 番 | 金 | 子 | 浩 | 二 | 君 | 2 番 | 橋 | 本 | 博 | 之 | 君 |
| 3 番 | 原 | 口 |   | 剛 | 君 | 4 番 | 大 | 澤 | 成 | 樹 | 君 |
| 5 番 | 酒 | 巻 | 広 | 明 | 君 | 6 番 | 橋 | 本 | 和 | 之 | 君 |
| 7 番 | 大 | 谷 | 純 | 一 | 君 | 8 番 | 森 |   | 雅 | 哉 | 君 |

|       |           |       |           |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 9 番   | 川 田 延 明 君 | 1 0 番 | 高 橋 祐 二 君 |
| 1 1 番 | 柿 沼 英 己 君 | 1 2 番 | 小 林 正 明 君 |

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                                         |             |
|-----------------------------------------|-------------|
| 町 長                                     | 高 橋 純 一 君   |
| 副 町 長                                   | 石 橋 俊 昭 君   |
| 教 育 長                                   | 田 島 育 子 君   |
| 総 務 課 長                                 | 宗 川 正 樹 君   |
| 企 画 財 政 課 長                             | 須 永 洋 子 君   |
| 会 計 管 理 者<br>兼 税 務 会 計 課 長              | 茂 木 久 史 君   |
| 住 民 福 祉 課 長                             | 高 田 充 之 君   |
| 健 康 子 ども 課 長                            | 久 保 田 新 一 君 |
| 産 業 観 光 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 長<br>事 務 局 長 | 下 山 智 徳 君   |
| 建 設 環 境 課 長                             | 坂 部 三 男 君   |
| 都 市 整 備 課 長                             | 荻 野 俊 行 君   |
| 教 育 委 員 会 長<br>事 務 局 長                  | 森 田 晃 央 君   |
| 監 査 委 員                                 | 白 石 正 躬 君   |
| 農 業 委 員 会 長                             | 蛭 間 泰 四 郎 君 |

○職務のため出席した者の職氏名

|         |         |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 栗 原 弘 明 |
| 書 記     | 池 上 大 貴 |
| 書 記     | 大 川 智 之 |

開 議 (午前 9時00分)

### ○開議の宣告

○議長（小林正明君） 改めまして、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第3回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

本日の日程につきましては、議事日程のとおり、日程第10まで議了し、日程第11から日程第15までは町長の提案説明及び監査委員からの監査報告を行い、散会したいと思いますので、ご協力のほどお願いいたします。

なお、各課長、局長からの決算説明については、この後設置予定の決算審査特別委員会においてお願いしたいと思っております。

---

### ○報告第3号の上程、説明、報告

○議長（小林正明君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、報告第3号 令和4年度千代田町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

町長に報告を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 改めまして、皆さん、おはようございます。報告第3号 令和4年度千代田町健全化判断比率及び資金不足比率についてご報告を申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告をするものであります。

各比率の概要であります。まず健全化判断比率については、算定すべき4つの比率のうち、実質公債比率が前年度より0.5ポイント上がり、5.4%となりましたが、基準を下回っております。その他の比率においては、各会計が黒字だったこと等により算定されておりません。

また、資金不足比率についても、下水道事業特別会計において資金不足は発生しておりませんので、算定されませんでした。

よって、早期健全化基準を超える事実はありませんので、本町の財政は健全性が保たれていると判断するものであります。

詳細については、企画財政課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） それでは、報告第3号につきまして詳細説明を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、地方公共団体の決算につ

きまして、健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、公表しなければならないと定められておりますが、事前にそれぞれ算定した比率及びその根拠を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会への報告が義務づけられておりますので、ここに令和4年度決算の状況につきまして報告するものでございます。

お手元の報告第3号をご覧くださいと思います。めくっていただきまして、上の表になります。令和4年度健全化判断比率でございますが、この比率には上から実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つがあり、表の右の欄には、それぞれ早期健全化基準が設定されております。これら比率のうち1つでも早期健全化基準を超えますと財政健全化団体、財政悪化の兆しがある団体となりまして、財政健全化計画を策定して改善を図ることになります。本町においては、全て基準内であります。また、下の表の特別会計にあります令和4年度資金不足比率につきましても、右の欄のとおり経営健全化基準が設定されており、この経営健全化基準を超えた場合は、経営健全化計画を策定することになります。こちら本町は基準内となります。

なお、各指標については、標準財政規模に対する割合として算定されますが、この算定に使われる標準財政規模については、町の一般財源の標準的な規模を表すものとなります。

それでは、各指標につきましてご説明申し上げます。まず、実質赤字比率についてですが、この比率は標準財政規模に対する一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものであります。令和4年度決算では実質赤字は発生しておりませんので、比率は算定されませんでした。

次に、連結実質赤字比率ですが、この比率は一般会計に特別会計及び企業会計を含めた全ての会計を合算し、標準財政規模に対する町全体の赤字の程度を指標化することによって、財政運営の深刻度を示すものとなります。令和4年度決算では、全ての会計において黒字となっておりますので、比率は算定されませんでした。

3番目の実質公債費比率ですが、この比率は3か年の平均で表すものでございますが、一般会計や各特別会計等が負担する借入金の返済額及び一部事務組合の借入金返済額のうち、本町の負担分の額を含めまして、標準財政規模に対する割合を指標化し、資金繰りの危険度を示すものでございます。この比率を単年度で見ますと、令和2年度は4.5%、令和3年度は4.9%、令和4年度は6.9%で、3か年を平均しますと5.4%となり、前年度より0.5ポイントの増となりました。この増となった原因としましては、総合保健福祉センター整備の財源とした起債の元金償還が始まったことや標準財政規模、臨時財政対策債の減少が主な要因でございます。

続きまして、一番下、4番目の将来負担比率ですが、この比率は町の各会計における借入金の返済をはじめ一部事務組合の借入金返済額の本町の負担分など、将来において支払いが見込まれる負担等の標準財政規模に対する現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する割合がどの程度かを示すものであります。令和4年の決算では、将来の負担見込み額に対しまして、充当可能な財源が上回っておりますので、比率は算定されませんでした。

最後に、下段の令和４年度資金不足比率ですが、これは公営企業の資金不足を公営企業の料金収入などの事業規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものでありまして、本町では下水道事業特別会計のみが対象となっております。令和４年度決算においては、資金不足は発生しておりませんので、比率は算定されませんでした。

これらの結果から、本町の財政は健全性が保たれていると判断するものでございます。

なお、各指標及び算定根拠につきましては、去る８月８日に町監査委員の審査を受け、ご承認をいただきましたので、その意見書を報告書に添付いたしました。また、これらの指標につきましては、この後、町民の方への公表を行い、本町の財政の健全性をご理解いただくとともに、今後も引き続き健全な財政運営に努めてまいりますことを申し添えまして、詳細説明とさせていただきます。

○議長（小林正明君）　以上で報告を終わります。

---

#### ○承認第８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君）　日程第２、承認第８号　専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君）　承認第８号　専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成事業に係る国庫補助金が採択されたことにより、事業を円滑に進めていくため、早急に予算の補正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第１項の規定により、令和５年度千代田町一般会計補正予算（第４号）を専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

補正の内容について申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ560万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ66億4,636万6,000円といたしました。

歳入については、商工費国庫補助金に訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金560万円を追加いたしました。

歳出では、商工費、商工総務費に訪日外国人旅行者周遊促進事業に関わる経費として、業務委託料や購入費などを追加いたしました。

また、事業費720万円に対して、歳入が160万不足することから、歳出の予備費を減額して収支の均衡を図りました。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） ほかに質疑ないですか。

質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、承認第8号は原案どおり承認されました。

---

#### ○議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第3、議案第28号 千代田町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定を議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第28号 千代田町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、千代田町公共下水道事業に地方公営企業法第2条第2項の財務規定等を適用するため、法の適用範囲、経営に関する基本的事項、会計管理者へ委任する会計事務の範囲などを定める必要があることから、新規制定するものであります。

また、本条例の施行に合わせ、千代田町下水道事業特別会計条例を廃止いたします。

詳細については、建設環境課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 坂部建設環境課長。

○建設環境課長（坂部三男君） 議案第28号について詳細説明を申し上げます。

地方自治体が事業を行っております公営企業におきましては、人口減少や施設の老朽化等により、

経営環境が厳しい状況の中、経営の健全性を確保し、経営基盤の強化と適切な資産管理に取り組むため、地方公営企業法の任意適用事業である下水道事業等についても、令和6年3月31日までに地方公営企業法を適用させ、会計処理を公営企業会計方式へと移行するよう総務省から要請がございましたことから、本町におきましても、会計処理を公営企業会計方式へ移行するため、本条例を制定するものです。

それでは、条例の内容についてご説明を申し上げます。議案書の条例文をご覧ください。

第1条では、下水道事業を設置する目的について、都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するためと規定しております。

第2条は、地方公営企業法の適用範囲について定めるもので、千代田町公共下水道事業に財務規定を適用することを規定しております。

第3条は、経営に関する基本的事項を定めるもので、第2項では下水道の排水区域は、事業計画に定められた区域とすること。第3項では、排水人口は排水区域内の人口とすることを規定しております。

第4条は、重要な資産の取得及び処分について定めるもので、予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分として、予定価格が700万円以上の不動産、もしくは動産の買入れ、もしくは譲渡、または不動産の信託の受益権の買入れ、もしくは譲渡と規定しております。

第5条は、議会の同意を要する賠償責任の免除について定めるもので、職員の賠償責任の免除について、議会に同意を得なければならない賠償額を50万円以上と規定しております。

第6条は、会計事務の処理について定めるもので、財務規定の適用後の会計事務が円滑に行われますよう公金の収納、または支払いに関する事務の一部の事務、公金の保管に関する事務、審査に関する事務について会計管理者に委任することと規定しております。

第7条は、議会の議決を要する負担付寄附の受領等について定めるもので、負担付寄附や贈与を受ける場合、また法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定において、議会の議決が必要となる基準額をそれぞれ100万円以上と規定しております。

第8条は、業務状況説明書類の作成について定めるもので、第1項では町長は、事業年度ごとに2回業務の状況を説明する書類を作成すること。第2項では、説明書類には、事業の概況や経理の状況、決算の状況、または予算の概要及び経営方針を記載することとしております。また、第3項は、天災等のやむを得ない事情による場合を規定しております。

最後に、附則第1項では、条例の施行日を令和6年4月1日とし、第2項では施行日に合わせて、不要となる千代田町公共下水道事業特別会計条例を廃止する旨を規定しております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第28号 千代田町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について、原案どおり決することと賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、議案第28号は原案どおり可決されました。

---

#### ○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第4、議案第29号 千代田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第29号 千代田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、個人番号及び特定個人情報を利用する事務に、本町の福祉医療費の支給に関する条例による医療費の助成に関する事務を追加するものです。

主な改正内容ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第1において、利用することができる事務以外に、町独自で行う独自利用事務及び当該独自利用事務を行うための庁内連携について条例に規定する必要があることから、本町においても個人番号を活用し、一層の町民サービスの向上と事務の効率化を図るため、本条例について所要の改正を行うものであります。

詳細については、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 高田住民福祉課長。

○住民福祉課長（高田充之君） 議案第29号につきまして、詳細説明を申し上げます。

本町の福祉医療費の支給に関する条例における資格の認定において、医療保険の確認や独り親家庭及び重度心身障害者では所得を把握する必要があります。現在、町外に住所のある対象者や町外から転入してきた方には、住所地または前住所地の市町村から交付される所得課税証明書の添付を求めています。個人番号及び特定個人情報の利用により、情報提供ネットワークシステムを通じて、町外、または前住所地の市町村からの所得情報等の提供が可能となることで、今後は所得課税証明書の添付や健康保険証の提示を省略することができるなど、負担軽減や申請手続の簡素化が見込まれるため、条例改正するものです。

お手元に議案第29号の資料といたしまして、新旧対照表を配付させていただきましたので、これに基づきまして、ご説明申し上げます。千代田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、個人番号の利用に関する条例新旧対照表をご覧ください。右側が現行、左側が改正案となっております。

第2条をご覧くださいと思います。本条例におきまして、使用する用語の意義を定めたもの及び法において定義された用語を使用するものでございます。

次に、第4条につきましては、法第9条第2項に基づき、個人番号を独自に利用する事務等を定めるものです。町独自の施策について、個人番号を利用する場合は、事務処理に必要な限度で、利用できることとします。

第1項は、法に規定された事務以外の事務、別表第1に掲げる事務における個人番号の利用を、町は法に掲げる事務の範囲内で、別表第2に掲げる特定個人情報を利用することができることとします。

第2項は、町の事務の間で連携して、特定個人情報を庁内連携、または提供することにより、町民の利便性や行政事務の効率化につながるものについて、これを可能とするものです。

第4項では、他の条例等の規定により、書類の提出を義務づけられている場合において、庁内連携により当該書類と同一の内容の情報を照会できる場合は、当該書類の提出があったとみなすことを定めるものです。

別表第1は、個人番号の独自利用を行う事務を規定し、別表第2は個人番号の独自利用を行う事務のための特定個人情報を規定しております。

なお、条例の施行日につきましては公布の日から施行いたします。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第29号 千代田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

---

### ○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第5、議案第30号、千代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び千代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第30号 千代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び千代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行により、関係法律の整備に関する法律の施行に当たり、関係する内閣府令及び厚生労働省令が改正されたことに伴い、本条例においても所要の改正を行うものであります。

第1条関係の千代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正では、引用している法律の条項の改正及びこども家庭庁の設置による主務大臣の変更に伴う改正を行うものであります。

第2条関係の千代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正では、こども家庭庁の設置による主務大臣の変更に伴う改正及び本条例が準じている厚生労働省令である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に定められている電磁的記録に関する規定を追加するものであります。

なお、この条例の施行時期については、公布の日とするものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。  
討論に入ります。  
最初に、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。  
採決いたします。

議案第30号 千代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び千代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。  
よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

---

### ○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第6、議案第31号 千代田町民プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第31号 千代田町民プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、千代田町町民プラザの敷地内及び館内において、営利を目的とした物品販売等を行うものから、新たに使用料を徴収するために改定を行うものであります。

また、ピアノをはじめとした附属装置機器の使用料の改定及び附属装置リストの更新も併せて行うものです。

詳細については、教育委員会事務局長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 森田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森田晃央君） それでは、議案第31号につきまして、詳細説明を申し上げます。

本案は、町長の提案理由にもございましたとおり、千代田町町民プラザの敷地内ほか、管内において、営利を目的とした物品販売等の行為を行うものから、使用料を徴収するために改正を行うものでございます。

また、ピアノをはじめとした附属装置器具等につきましては、附属装置リストに現存していない備品が記載されている反面、新たに購入した備品が掲載されていないことから、使用料の改定及び不足装置器具リストの更新を併せて行うものでございます。

お手元に議案第31号の資料といたしまして、新旧対照表を配付させていただきましたので、この資料をもとに、ご説明をさせていただきたいと思えます。今回の改正条例は、第9条関係の別表を全部改正するもので、新旧を分かりやすくするために、右側を現行、左側を改正案とし、変更箇所のみアンダーラインとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、改正案の1、千代田町民プラザ使用料ですが、文言等の修正と現行の表中にあります注意書きの「注」を「備考」に改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。次に、改正案の2、舞台、ホール、冷暖房使用料ですが、現行では、千代田町民プラザ使用料の表の欄外に記載されていたものを表の形式に改めるものでございます。

次に、改正案の3、敷地、または管内の1区画を営業等の目的で使用するときの使用料では、駐車場を含むプラザ敷地内と使用料の施設区分に記載のない館内のロビー、ホワイエ、エントランスにおいて、営業等の目的で使用する場合は使用料を新たに規定するものでございます。敷地内においては、1日当たり1平方メートル50円とし、館内においては冷暖房や照明の電気代を加味しまして、1日当たり1平方メートル100円とするものでございます。備考につきましては、使用料が1平方メートル未満、または1平方メートル未満の端数があった場合、そして使用料が1日に満たない場合の取扱いを規定するものでございます。

次に、4、附属装置器具使用料ですが、既に廃棄した設備、貸出し実績のない設備、老朽化により使用できない楽器を削除しまして、新たに購入した設備や楽器を追加し、料金を設定するものでございます。また、ピアノにつきましては、近隣施設の使用料を鑑み、1時間当たりを1日当たりとし、使用料を2,000円に改定するものでございます。

議案に戻っていただきまして、最後のページをお願いいたします。附則といたしまして、この条例の施行期日につきましては、公布の日からとさせていただきます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

大谷議員。

[7番（大谷純一君）登壇]

○7番（大谷純一君） 細かいことに気づいてしまったので、ちょっと恐縮なのですが、この

新旧対照表では、何時から何時までって区切られているのですが、最初は午前9時から正午までとか、あるいは一番遅いと午後9時までというふうに仕切りがあるのですけれども、先ほど局長の説明した敷地内、次のページです。真ん中あたりの左のところなのですが、1日につきて書いてあるのですが、この1日の定義というのが書いていないのです。それが、例えばプラザの営業時間内での1日なのか、夜10時でも11時でも1日に入るのか、その1日の開始と終了が記載されていないので、それが記載されていないとなると、例えばもう9時過ぎても10時、11時でも外で営業していてもいいということになってしまうので、その辺ちょっとご説明いただきたいなと思います。

○議長（小林正明君） 森田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森田晃央君） ご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、表記的には1日につきということがございます。こちらのほうが、開館から閉館までという考えでいるのですけれども、こちらに関しまして、最近東部運動公園ですとか、なかさと公園につきまして、マルシェ、いわゆるキッチンカーですとか、あとハンドメイド、ワークショップ等の出店がかなり多くなってきておりまして、こういったものをプラザでもというのが発端で今回の取決めとさせていただいております。確かに1日につきということで、先ほど申し上げたとおり、定義がないということなので、深夜までという発想になってもおかしくないとは思っているのですけれども、私どもプラザといたしましては、開館から閉館までという中での実施と捉えておりますことをご承知おきいただければと思います。

以上です。

○議長（小林正明君） 大谷議員。

○7番（大谷純一君） その説明だとおっしゃるとおりなのです。しかし、書いていないと、例えば10時、11時になっても1日ではないかということになりかねませんので、これ本来1日の定義というのを書いてあるのが本当はしかるべきだと思うのですが、例えば10時過ぎて11時とかというと、騒音とかの問題にもなりますので、その辺やはり1日とかというのは附則として書いておいたほうが私はいいような気がするのですが、いかがでしょうか。

○議長（小林正明君） 森田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森田晃央君） ご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、定義がない中で、料金もそうなのですけれども、規定のないものを料金も含めて取るわけにもいかないということで、今回詳細を記載したわけなのですけれども、一応表記上は定義がないものですから、貸出し等のときに営業を行う方と申合せといいますか、注意事項として覚書という形で交わさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小林正明君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第31号 千代田町民プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって議案第31号は原案どおり可決されました。

---

### ○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第7、議案第32号 令和5年度千代田町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第32号 令和5年度千代田町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億6,372万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ81億1,008万8,000円とするものであります。

補正の主な内容を申し上げますと、歳入では、地方交付税の追加や国庫補助金においては、クビアカツヤカミキリ防除等対策に関わる国庫補助の交付が決定したため、内定額を追加いたします。

寄附金では、ふるさと応援寄附金が好調のため、増収見込額を追加し、繰入金においては財源が確保できたことから、補正予算（第2号）の財源とした財政調整基金繰入金を減額いたします。

次に、歳出では、総務費において、前年度剰余金の確定などに伴い、財政調整基金等へ積立てを行うとともに、ふるさと応援寄附金の謝礼等を追加いたします。

衛生費では、带状疱疹ワクチン接種の費用助成を始めるに当たり、予防接種委託料を追加いたします。

農林水産業費では、クビアカツヤカミキリ対策事業として、被害木伐倒委託料を追加いたします。

土木費では、道路維持に関わる補修等工事費に不足が見込まれるため追加いたします。

教育費においては、町民体育館の内部天井の改修工事費を追加いたします。

詳細については、企画財政課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） 議案第32号につきまして、詳細説明を申し上げます。

初めに、補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、先ほど町長から提案理由の説明があったとおりでございます。

第2条の地方債の補正につきましては、6ページ、7ページの第2表、地方債補正をご覧ください。左側、起債の目的欄にあります臨時財政対策債について、借入れ上限額が確定したことから、7ページの補正後の限度額に変更いたします。

それでは、補正予算の主なものにつきまして、事項別明細書によりご説明いたします。11ページ、12ページをお願いいたします。なお、説明に当たりましては右側、説明欄を基にご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、歳入でございます。10款1項1目地方交付税ですが、普通交付税の交付額が確定いたしましたので、当初予算において7億円が計上されておりますので、差額について追加いたします。また、今年度の普通交付税の額は、昨年度と比べまして、9,484万9,000円の増となりました。

次に、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金の5節、障害児施設措置費等負担金では、363万6,000円を追加いたしますが、これは利用者の増加による事業費増が主な要因であり、事業費の2分の1が国から交付されるものです。

2項国庫補助金、7目農林水産業費補助金では、クビアカツヤカミキリ防除等対策に対し、国庫補助の交付が決定いたしましたので、144万円を追加いたします。

13ページ、14ページをお願いいたします。15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金の6節障害児施設措置費等負担金については、先ほどの国庫負担金と同様の理由により増額するものです。補助率は4分の1となります。

下段の16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金では、基金積立金の運用収入が当初よりも多く見込めることになったため、合計で797万7,000円を追加いたします。

ページをめくっていただきまして、15、16ページをお願いいたします。17款寄附金、1項寄附金、3目ふるさと応援寄附金では、今年度に入りまして、寄附金の受入れが順調に推移しているため、8億円を追加いたします。

次に、18款繰入金、1項特別会計繰入金、3目介護保険特別会計繰入金では、決算により剰余金額が確定したことから、250万5,000円を追加いたします。

その下の2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では、補正（第2号）で財源とした財政調整基金繰入金につきまして、今回の剰余財源で賄えることから、1,300万円を減額いたします。

17、18ページをお願いいたします。19款1項1目繰越金でございますが、一般会計の前年度の剰余金が確定したことから、4億5,466万8,000円を追加いたします。

次に、21款1項町債、1目臨時財政対策債につきましては、普通交付税の代替としての起債でございますが、発行可能額が確定いたしましたので、348万7,000円を追加いたします。

ページをおめくりいただきまして、19、20ページをお願いいたします。ここから歳出につきましてご説明申し上げます。なお、歳出につきましても、右側、説明欄を基にご説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

初めに、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、24節積立金では、基金積立金として、財政調整基金積立金では、前年度剰余金の2分の1を超える額を積立てすることとなっておりますので、その分の3億3,000万円と、基金運用収入の増額見込み分、322万8,000円の合わせて3億3,322万8,000円を追加いたします。その他、減債基金、公共施設建設基金、ふるさとづくり基金、地域福祉基金、義務教育施設改築基金について、記載の額を積立ていたします。

11目まち・ひと・しごと創生事業費では、ふるさと応援寄附金制度充実事業において、本年度のこれまでの推移を基に、返礼品などの費用を8億円計上させていただきました。

飛びまして、23、24ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費に扶助費727万2,000円を追加いたします。これは、利用者が2名から7名に増加しているため、事業費を追加するもので、国、県より事業費の約4分の3が負担金として交付されます。

次の3目高齢者福祉費では、寝たきりの高齢者等を自宅で介護するご家族に対して、家族介護慰労金を支給しておりますが、当初の見込みより対象者が増えておりますので、115万円を追加いたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の予防接種事業におきましては、带状疱疹ワクチン接種費用助成を開始するに当たり、システム改修委託料や予防接種委託料を追加いたします。

次に、3目母子保健費の妊娠出産包括支援事業では、出産子育て応援給付金が10月以降も継続されることとなったため、5万円の給付金を65名分追加いたします。

27、28ページをお願いします。2項清掃費、1目塵芥処理費の拠点回収事業では、千代田エコパーク西の案内看板等を設置するため、工事請負費を追加いたします。

めくっていただき、29、30ページをお願いします。6款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費では、クビアカツヤカミキリ防除等対策に対し、国庫補助の交付が決定いたしましたので、事業を実施いたしたく、被害木伐倒委託料を514万3,000円計上させていただきました。

中段の8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費では、緊急性の高い道路の舗装補修が必要になったため、道路舗装補修等工事費1,600万円を、また区長要望等で側溝清掃の費用が不足したため、環境整備工事費150万円を追加いたします。

飛びまして、33、34ページをお願いします。10款教育費、4項社会教育費、4目図書館費の図書館

施設管理事業では、修繕料を52万8,000円追加いたします。これは、雨漏りに対応する屋上排水及び防犯カメラの修理費用となります。

下段の5項保健体育費、2目体育施設費の社会体育施設管理事業には、施設改修等工事費を308万円追加いたします。これは、町民体育館の内部天井及び照明器具の交換等をいたしたく、追加するものでございます。

4目給食センター費の2つ目の丸、共同調理場施設運営費には、人材派遣委託料を195万円追加いたします。これは募集をしましても、スタッフの確保がなかなか難しいため、人材派遣業者を利用しまして、必要な人員を確保するため、追加するものでございます。

次の35、36ページをお願いします。12款1項公債費ですが、1目元金及び2目利子ともに、令和4年度の借入額の確定により、当初予算では見込みで計上しておりましたが、償還額が確定したことから、説明欄に記載の額を減額ないし追加いたします。

最後に、14款1項1目予備費を87万1,000円減額いたしまして、収支の均衡を図るものでございます。

次のページ以降は、給与費明細書を添付してございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

橋本議員。

〔6番（橋本和之君）登壇〕

○6番（橋本和之君） 2点ほどありまして、まず16ページ、ふるさと応援寄附金が好調だということで、当初の予算というのでしょうか、15億円を見込んだところ、8億円を追加したということで、去年もそうなのですけれども、2回から3回ぐらい補正で追加になるのかなと思うのですが、大変好調なことは喜ばしいことで、今今分かっている範囲で構わないのですけれども、どれくらいの寄附金額が入っているのかをちょっと教えていただきたいなと思います。

2番目なのですけれども、30ページです。土木費のところでは緊急性の高い舗装工事が出たということで、1,600万円の補正の追加分なのですが、これどこの道路なのか、割と緊急性高いのでしょうかと思うけれども、1,600万って比較的大きな工事なのかなと思いますので、場所をちょっと教えていただければと思います。

以上2点お願いします。

○議長（小林正明君） 高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） まず1点目なのですけれども、これについては今後行われる常任委員会等々で、また金額等も中間報告をさせていただきます。

更には、今述べたように1,000万からの追加工事、土木費、これ今場所等によっては公表するわけにいきません。まだ入札もかけていません。ですので、この議場のほうで皆さんに承認をいただいた段階で、それからいろいろ段取りしながら、指名かけて、それから施工していくという状況でありますので、今の段階では公表するわけにいきません。

以上です。

○議長（小林正明君） 橋本議員、よろしいですか。

〔「はい、分かりました」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第32号 令和5年度千代田町一般会計補正予算（第5号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

---

### ○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第8、議案第33号 令和5年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第33号 令和5年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に786万4,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ13億1,799万8,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、国民健康保険税について本算定による賦課額の決定により減額し、繰入金では、職員給与費等繰入金を減額するものであります。また、繰越金及び諸収入をそれぞれ

れ追加するものであります。

歳出では、総務費を減額し、基金積立金及び諸支出金をそれぞれ追加いたします。

詳細については、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 高田住民福祉課長。

○住民福祉課長（高田充之君） 議案第33号につきまして、詳細説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の7ページ、8ページをお開き願います。まず、歳入ですが、1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税ですが、現年課税分について、本算定により4月1日現在に遡及して賦課額が決定いたしましたので、医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分をそれぞれ減額させていただきます。

6款1項1目の一般会計繰入金ですが、職員給与費等繰入金は、歳出の1款1項と連動しているもので、職員人件費等の補正に伴いまして、減額するものです。

次に、7款1項1目のその他繰越金では、前年度事業の確定により1,270万円を追加いたします。

9ページ、10ページをお開き願います。8款2項6目の国保連合会保険給付費等交付金普通交付金余剰金精算金では、前年度保険給付費等交付金普通交付金の余剰金を受け入れることにより追加をいたします。

11ページ、12ページをお開き願います。続きまして、歳出ですが、1款1項1目の一般管理費では、職員人件費の給与等を減額し、会計年度任用職員の報酬等を追加いたします。

6款1項1目の基金積立金では、前年度繰越金が見込めましたことから、国民健康保険事業の安定運営に資するため、基金として積立ていたしたく追加するものです。

次に、8款1項3目の一般被保険者償還金ですが、前年度の確定に伴い、特定健診等負担金返還金21万7,000円を追加させていただきます。

13ページ、14ページをお開き願います。6目の保険給付費等交付金償還金では、前年度の保険給付費等交付金が確定いたしましたので、保険給付費等交付金余剰金を追加いたします。

9款予備費では、収支の均衡を図るため増額するものでございます。

以上で、詳細説明とさせていただきます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第33号 令和5年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、議案第33号は原案どおり可決されました。

---

#### ○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第9、議案第34号 令和5年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第34号 令和5年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から48万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,112万3,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入については、3款の繰越金では、令和4年度の繰越金の確定により減額いたします。

4款の諸収入では、歳出において、後期高齢者医療保険料の還付の増額に伴う後期高齢者医療広域連合からの受入れといたしまして、10万円を追加するものであります。

次に、歳出ですが、3款の諸支出金では、後期高齢者医療保険料還付金に不足を生じたため追加いたします。

4款の予備費を減額し、収支の均衡を図るものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第34号 令和5年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案どおりに決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

---

### ○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第10、議案第35号 令和5年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第35号 令和5年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,959万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億20万9,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、保険者機能強化推進交付金等の内示及び歳出の地域支援事業費の追加に伴い、法定負担割合ごとに国・県支出金等の財源を増額し、繰越金では前年度決算により繰越金を追加するものであります。

また、歳出については、地域支援事業費、基金積立金、諸支出金を追加するものであります。

詳細については、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 高田住民福祉課長。

○住民福祉課長（高田充之君） 議案第35号につきまして、詳細説明を申し上げます。

補正予算書7ページ、8ページの事項別明細書をご覧いただきたいと思います。まず、歳入ですが、1款1項1目第1号被保険者保険料につきましては、歳出4款の地域支援事業費の見直しや財政調整交付金の交付決定等によりまして、追加するものでございます。

3款2項国庫補助金、1目の財政調整交付金につきましては、介護給付費財政調整交付金の交付決定に基づきまして、減額するものでございます。

3目の地域支援事業交付金につきましては、歳出4款の地域支援事業費の追加に伴いまして追加をし、5目保険者機能強化推進交付金及び6目介護保険保険者努力支援交付金では、高齢者の自立支援

や介護予防、重度化防止及び地域支援事業を充実し、介護予防を図ることを目的に措置される交付金ですが、それぞれ交付内示を受け、追加するものでございます。

５款３項県補助金、２目の地域支援事業交付金及び９ページ、１０ページをお開きいただきまして、７款１項一般会計繰入金、３目の地域支援事業繰入金につきましては、３款２項３目同様に、歳出４款の地域支援事業費が追加されることにより、その財源を法定負担割合ごとに追加するものでございます。

その下、８款１項１目繰越金につきましては、前年度決算の剰余金額が確定し、追加するものでございます。

続きまして、１１ページ、１２ページをお開きいただきたいと思います。歳出ですが、２款１項介護サービス等諸費からページ飛びまして、１５ページ、１６ページまでの下段、２款６項高額医療合算介護サービス等費までの各項目につきましては、介護給付費財政調整交付金が減額となりましたことから、それぞれ必要な財源補正を行うものでございます。

１７ページ、１８ページをお開きいただきまして、４款地域支援事業費の１項１目及び３項１目につきましては、介護保険保険者努力支援交付金及び保険者機能強化推進交付金を追加することから、財源補正するものとなっております。

また、３項２目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、地域包括支援センターシステムの入替えに伴う使用料増額分を追加し、３項３目任意事業費につきましては、利用者の増加に伴い、認知症高齢者等徘徊探知サービス事業委託料を追加するものでございます。

１９ページ、２０ページをお開きいただきまして、５款１項１目基金積立金につきましては、介護保険料収入の剰余分を介護給付費準備基金に積立ていたしたく、追加するものでございます。

７款諸支出金、１項１目還付加算金では、第１号被保険者保険料の還付金の増加が見込まれることから追加をし、２目償還金では、前年度分の国庫支出金等に係る精算返還金を追加し、３項１目他会計繰出金では、前年度決算の確定に伴いまして、一般会計繰入金の剰余分を繰り戻すため追加するものでございます。

以上で、詳細説明とさせていただきます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第35号 令和5年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

ただいまから10時30分まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時12分）

---

再 開 （午前10時30分）

○議長（小林正明君） それでは、休憩を解いて再開いたします。

---

○認定第1号～認定第5号の一括上程、説明、委員会付託

○議長（小林正明君） お諮りいたします。

日程第11、認定第1号から日程第15、認定第5号までを一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、認定第1号 令和4年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定、日程第12、認定第2号 令和4年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、日程第13、認定第3号 令和4年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、日程第14、認定第4号 令和4年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、日程第15、認定第5号 令和4年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定、以上5件を一括議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 認定第1号 令和4年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定、認定第2号 令和4年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第3号 令和4年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、認定第4号 令和4年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第5号 令和4年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

私からは、令和4年度決算を総括的に申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

さて、3年目となった新型コロナウイルス感染症の度重なる感染拡大の影響を大きく受ける中、本町では、国、県の支援策に加え、町独自の支援策についても積極的に実施いたしました。

これらの新型コロナウイルス感染症対策予算のほか、ふるさと応援寄附金関連予算が大幅に増加したことにより、一般会計の最終予算総額は91億9,639万円となり、過去最大の予算額となりました。現在は、ウィズコロナであります。感染拡大前の社会経済活動を取り戻しつつある一方、長引くウクライナ情勢、円安等に伴う物価高騰が町民生活を脅かしております。

このような状況の中、本町においては、町民皆様の安全安心な生活と福祉及び教育環境の向上を図るべく、予算の執行に努め、各会計において決算を迎えることができました。

それでは最初に、令和4年度千代田町一般会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算額は、歳入総額92億9,780万5,502円、歳出総額87億1,013万1,123円となり、差引額は5億8,767万4,379円となりました。これから翌年度への繰越額3,300万6,000円を差し引いた実質収支額は5億5,466万8,379円となりました。厳しい社会経済情勢下において、令和4年度について一応の成果と結果をご報告できますことは、議会をはじめとする関係各位のご協力のたまものであり、心から感謝申し上げます。次第であります。

それでは、決算の概要を申し上げます。まず、歳入であります。自主財源の根幹をなす町税において、個人町民税は、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和されたこともあり、増加となりましたが、法人町民税では、感染症の影響を受けず、業績を伸ばしていた大手企業が設備投資や研究開発投資を加速させたことにより、減額となりました。

また、固定資産税では、工業団地の売却や新築家屋に伴う影響で増額となりました。これらの要因により、町税全体については、前年度と比較いたしますと、1,346万1,000円の減額となっております。

依存財源の中心となる地方交付税については、国の補正予算により、原資となる国税が増額されたことにより、追加交付を受けたため、前年度比5,979万8,000円の増となりました。

また、ふるさと応援寄附金では、本町が持つ群馬県歴代最高額を大幅に更新し、30億8,666万5,000円の収入となり、前年度と比較いたしますと67.6%、12億4,503万7,000円の増となりました。

財源の内訳では、自主財源比率が74.2%で、残りは地方交付税や国・県支出などの依存財源で25.8%となり、自主財源比率が前年度比で上昇いたしました。これは、先ほどのふるさと応援寄附金の収入増によるものであります。

次に、歳出の概要を申し上げます。まず、予算現額に対する執行率は94%であります。令和4年度では、継続事業である地方創生関係事業や前年度からの繰越し事業にも積極的に取り組んでまいりました。

主な事業といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策では、オミクロン株に対応したワクチン接種を開始し、町民税非課税世帯への臨時特別給付金について給付を実施したほか、地方創生臨時交付金を活用した各種事業に取り組みしました。

都市基盤の整備では、都市計画道路の延伸について用地取得を進めたほか、延伸部分の本体工事に着手しました。

衛生環境の向上では、KAKINUMAアリーナ照明のLED化を実施し、省エネ環境の構築に努めたほか、資源物回収施設である、ちよだecoパーク東の供用開始とちよだecoパーク西を整備し、ごみ排出量の圧縮とリサイクル率の向上を図りました。

その他、高齢社会対策や健康づくりの推進、農業振興対策、教育、保育環境の充実、公共施設の老朽化対策など、行政全般にわたり事業に取り組みました。

主な財政支出である財政力指数については0.742であり、群馬県内でも上位に位置しております。

また、経常収支比率については94.9%と、前年度より9.7ポイント上昇しておりますが、物価高騰による経常経費の負担額が主な要因です。財政健全化判断比率では、実質公債比率が5.4%となり、0.5ポイント上昇しましたが、全て早期健全化基準を下回っており、なお比率が上昇した主な要因は、総合保健福祉センター事業に活用した地方債が元金償還が開始されたためであります。

今後も第6次総合計画に定める町の将来像に向けたまちづくりを実現するため、行財政改革を着実に推進し、持続可能な財政運営に努めてまいります。

次に、令和4年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

国民健康保険は、我が国の国民皆保険制度を支える最も基本となる医療保険の基盤としての役割を担っており、無職の方や退職者など被用者保険の対象とならない原則75歳未満の方を加入対象としていることから、被用者保険の加入者に比べると、平均年齢が高いため、医療費負担が大きく、また平均所得が低いといった特徴があります。

令和4年度は、加入者の高齢化や医療技術の高度化などにより、1人当たりの医療費は増加いたしました。

このような状況の中、決算額は歳入総額12億8,270万515円、歳出総額12億4,999万9,936円となり、差引額及び実質収支額ともに同額の3,270万579円となりました。歳出は、予算現額に対しまして96.4%の執行率でありました。

保険制度改革により、平成30年度から国民健康保険は県と町の共同運営になりましたが、今後とも国民健康保険における相互扶助の趣旨や公平な保険税負担の啓発を推進するとともに、町が担っていく保健事業や医療費適正化事業について、更に積極的に取り組んでまいります。

次に、令和4年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

後期高齢者医療制度は、平成20年度より開始され、県に設置されている後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、市町村と連携して事業運営を行っております。町では、保険料の徴収、各種申請の受付、被保険者証の引渡しなど被保険者と広域連合との橋渡しの役割を担っております。

このような状況の中、決算額は歳入総額1億5,414万3,406円、歳出総額1億5,172万9,228円となり、差引額及び実質収支額ともに同額の241万4,178円となりました。歳出では、予算現額に対しまして

97.6%の執行率でありました。

今後とも更に制度の理解を深めていただくため周知を図るとともに、関係機関と協力しながら、保険事業と介護予防事業を一体的に実施し、健康増進や医療費適正化に努めてまいります。

次に、令和4年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、40歳以上の全ての人が被保険者となり運営しております。介護保険制度が社会保障制度として定着する一方で、介護サービスや地域支援事業の利用者数の増加に伴い、事業費も増加する傾向にあります。今後、さらなる高齢者の進行が見込まれることから、サービス提供体制の確保と保険料負担のバランスを考慮しながら、安定的に事業を運営する必要があります。

このような状況の中、決算額は歳入総額10億2,599万8,791円、歳出総額9億6,668万2,010円となり、差引額及び実質収支額ともに同額の5,931万6,781円となっております。歳出は、予算現額に対しまして95.2%の執行率でありました。

令和4年度は、第8期介護保険事業計画の2年目に当たりますが、保険料収入や保険給付費などの収支のバランスは適正範囲にあります。今後も介護給付適正化事業や介護予防事業などの取組みにより、事業費の抑制に努め、引き続き介護保険事業の健全な運営に努めてまいります。

最後に、令和4年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

下水道事業は、公共水域の水質汚濁の防止を図る上から、欠かすことのできない施設として、平成12年4月に供用を開始し、順次区域を拡大しながら管網整備を進めているところであります。

このような状況の中、決算額は歳入総額2億9,621万6,156円、歳出総額2億7,714万4,230円となり、差引額及び実質収支額ともに同額の1,907万1,926円となりました。歳出は、予算減額に対しまして94.5%の執行率でありました。

令和4年度の事業では、管渠築造工事を推進開削工法で410.7メートルを実施いたしました。

今後も快適な生活基盤整備の早期実現を目指すとともに、引き続き計画的かつ効率的に事業の推進に努めてまいります。

以上、一般会計及び特別会計の決算内容について総括的に申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 続いて、白石監査委員から決算審査意見書の報告を求めます。

白石監査委員。

〔監査委員（白石正躬君）登壇〕

○監査委員（白石正躬君） それでは、令和4年度歳入歳出決算の審査結果についてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、審査に付された令和4年度千代田町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算及び基金の運用状況について、去る8月7日、8日及び10日

に審査を実施いたしました。詳細につきましては、お手元に配付してあります決算審査意見書のとおりでございます。

結論といたしましては、一般会計及び各特別会計を通じて、審査に付された決算関係諸帳簿、証書類は整備されており、計数的にも正確でありました。基金の運用状況も含め、総体的にはほぼ健全な行財政運営がなされており、予算も効率よく執行され、行政目的が達成されたものと認めるものであります。

主な財政指標については、町の財政力を示す財政力指数が0.742で、若干数値が下がりましたが、地方交付税の再算定により基準財政需要額が積み増しされたことが要因にあります。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は94.9%で、前年度より9.7ポイント上昇しておりますが、物価高騰による経常経費の膨張が数値に表れたものと思われます。

歳入については、ふるさと応援寄附金が令和3年度決算を上回る30億超の決算額となっており、町財政に大きな貢献をしておりますが、町税をはじめとした収入未済額は、前年度より若干増加しているため、収入未済額の圧縮に向けた取組みを望みます。なお、私債権における収入未済額については、適切な対応下においても、なお収入が確実に見込めない部分は、債権管理条例に基づき、適正な不納欠損処理を実施されるよう望みます。

歳出については、各種事業の展開に当たり、総合計画及び総合戦略を柱とした計画的な実施に努めつつ、新型コロナウイルス感染症対策や環境施策などの行政課題にも重点的な対応がなされておりました。しかしながら、一部の補助金については、実績報告に疑問符が残る部分も見受けられたため、補助金が趣旨に沿った活用されているか使途を確認するとともに、不用額については年度内に返還がなされるようにするなど、予算執行に当たり、職員による適切な対応を望みます。

令和4年度一般会計決算では、基金残高は約19億円の増加、単年度収支は赤字ではあったものの、財政調整基金を加味した実質単年度収支は約2億円の黒字、公債残高は約3億円の減少となっており、町の財政運営は評価するところであります。これからも財源を確保しつつ、増収となる部分については、積極的に住民に還元されるよう望みます。

結びに、行財政の合理化、効率化を図りつつ、住民福祉の増進と魅力あるまちづくりのため、より一層努力されることを期待して、審査意見といたします。

○議長（小林正明君） 次に、上程されております決算認定5件につきましては、前もって協議しましたように、議員全員の委員で構成する特別委員会を設置して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） ご異議なしと認めます。

よって、12名全員による特別委員会を設置しまして審査していただくよう決定いたしました。

名称につきましては、令和4年度決算審査特別委員会ということで決定したいと思います。これ

にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） ご異議なしと認めます。

よって、名称は令和4年度決算審査特別委員会ということで決定いたしました。

次に、特別委員会の委員長、副委員長の選任であります。議長指名ということで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） ご異議がないようですので、議長から指名いたします。

委員長には5番、酒巻議員、副委員長には8番、森議員を指名いたします。

ただいま特別委員会が設置されたわけですが、上程されている認定5件は、一括して特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） ご異議なしと認めます。

よって、一括して特別委員会に付託することに決定いたしました。

審査につきましては、この会期中の3日間で実施していただくようお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） ご異議なしと認めます。

よって、審査は会期中の3日間で実施していただくことに決定いたしました。

---

### ○次会日程の報告

○議長（小林正明君） これで本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから14日までを休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） ご異議なしと認めます。

よって、14日まで休会といたします。

なお、8日金曜日は午前9時より総務産業常任委員会、午後1時30分より文教民生常任委員会をそれぞれ全員協議会室において開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

---

### ○散会の宣告

○議長（小林正明君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前10時55分）



## 令和 5 年第 3 回千代田町議会定例会

### 議事日程（第 3 号）

令和 5 年 9 月 1 5 日（金）午前 9 時開議

- 日程第 1 認定第 1 号 令和 4 年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定  
認定第 2 号 令和 4 年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第 3 号 令和 4 年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第 4 号 令和 4 年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第 5 号 令和 4 年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 2 議員派遣の件
- 日程第 3 閉会中の継続調査の申し出

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### ○出席議員（12 名）

|      |   |   |   |   |   |      |   |   |   |   |   |
|------|---|---|---|---|---|------|---|---|---|---|---|
| 1 番  | 金 | 子 | 浩 | 二 | 君 | 2 番  | 橋 | 本 | 博 | 之 | 君 |
| 3 番  | 原 | 口 |   | 剛 | 君 | 4 番  | 大 | 澤 | 成 | 樹 | 君 |
| 5 番  | 酒 | 巻 | 広 | 明 | 君 | 6 番  | 橋 | 本 | 和 | 之 | 君 |
| 7 番  | 大 | 谷 | 純 | 一 | 君 | 8 番  | 森 |   | 雅 | 哉 | 君 |
| 9 番  | 川 | 田 | 延 | 明 | 君 | 10 番 | 高 | 橋 | 祐 | 二 | 君 |
| 11 番 | 柿 | 沼 | 英 | 己 | 君 | 12 番 | 小 | 林 | 正 | 明 | 君 |

### ○欠席議員（なし）

---

### ○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|       |   |   |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|---|---|
| 町     | 長 | 高 | 橋 | 純 | 一 | 君 |
| 副町    | 長 | 石 | 橋 | 俊 | 昭 | 君 |
| 教     | 育 | 田 | 島 | 育 | 子 | 君 |
| 総務課   | 長 | 宗 | 川 | 正 | 樹 | 君 |
| 企画財政課 | 長 | 須 | 永 | 洋 | 子 | 君 |

|                                         |             |
|-----------------------------------------|-------------|
| 会 計 管 理 者<br>兼税務会計課長                    | 茂 木 久 史 君   |
| 住 民 福 祉 課 長                             | 高 田 充 之 君   |
| 健 康 子 ど も 課 長                           | 久 保 田 新 一 君 |
| 産 業 観 光 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 長<br>事 務 局 長 | 下 山 智 徳 君   |
| 建 設 環 境 課 長                             | 坂 部 三 男 君   |
| 都 市 整 備 課 長                             | 荻 野 俊 行 君   |
| 教 育 委 員 会 長<br>事 務 局 長                  | 森 田 晃 央 君   |
| 監 査 委 員                                 | 白 石 正 躬 君   |
| 農 業 委 員 会 長                             | 蛭 間 泰 四 郎 君 |

---

○職務のため出席した者の職氏名

|         |         |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 栗 原 弘 明 |
| 書 記     | 池 上 大 貴 |
| 書 記     | 大 川 智 之 |

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（小林正明君） おはようございます。

本日の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第3回千代田町議会定例会3日目の会議を開きます。

---

○認定第1号～認定第5号の委員長報告、討論、採決

○議長（小林正明君） これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1に上げられております認定第1号から認定第5号までの案件については、本定例会2日目の9月7日に決算審査特別委員会を設置して審査を付託している案件であります。お手元に配付のとおり、審査が終了した旨の報告が来ておりますので、委員長より一括報告していただきます。

特別委員長、酒巻議員。

〔決算審査特別委員長（酒巻広明君）登壇〕

○決算審査特別委員長（酒巻広明君） 皆様、改めましておはようございます。委員長報告を申し上げます。

決算審査報告。令和5年第3回千代田町議会定例会において、本特別委員会に付託を受けた事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、千代田町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

記、1、事件名。認定第1号 令和4年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定、認定第2号 令和4年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第3号 令和4年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、認定第4号 令和4年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第5号 令和4年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定。

2、審査経過。付託年月日、令和5年9月7日。審査年月日、令和5年9月11日、12日。

3、審査結果。認定第1号から認定第5号について、全員賛成により原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（小林正明君） ただいま一括して委員長より報告がありました。

本案件は、12名全員による特別委員会で審査されておりますので、委員長への質疑を省略し、これより1件ずつ討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） ご異議なしと認めます。

それでは、1件ずつ進めてまいります。

初めに、認定第1号 令和4年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第1号 令和4年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、認定第1号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 令和4年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第2号 令和4年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、認定第2号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 令和4年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第3号 令和4年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、認定第3号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 令和4年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第4号 令和4年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、認定第4号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 令和4年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第5号 令和4年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、認定第5号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

---

### ○議員派遣の件

○議長（小林正明君） 日程第2、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付のとおり、2件の議員派遣を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） ご異議なしと認めます。

よって、2件の議員派遣を行うことに決定いたしました。

---

### ○閉会中の継続調査の申し出

○議長（小林正明君） 日程第3、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

今朝ほど配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） ご異議なしと認めます。

よって、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で今定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

---

#### ○町長挨拶

○議長（小林正明君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 皆さん、おはようございます。令和５年第３回議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今月６日から本日までの１０日間にわたり、令和４年度の決算認定をはじめ補正予算や条例制定など全ての案件につきまして原案どおりご決定いただき、ありがとうございました。

会期中、ご意見、ご提言のありました点など、今後の行政運営に心して努めたいと存じます。

さて、マスメディアなどで御存じのとおり、９月１日に関東大震災から１００年を迎えました。改めて大きな地震が日本中どこにおいても発生する危険があることを再認識し、日頃から備えてほしいと思います。

また、先週９月８日には、台風１３号が本土上陸前に熱帯低気圧に変わり、本町においては大きな影響はありませんでしたが、現在出水期にあり、台風やゲリラ豪雨などが発生しやすい季節でありますので、気象情報の収集に努めていただければと思います。

また、９月３日の町防災訓練では、大変お世話になりました。今回の訓練想定は大型台風の襲来、接近に伴う対応について、災害対策本部の設置運営訓練、防災関係機関連携訓練、避難訓練、そして７班に分かれて体験型訓練など実施したほか、県内で初めてＡＩ音声を活用した進行ブース紹介なども行いました。

議会におきましても、災害対応要綱を設けたわけでありますので、次回我々行政と一緒に、有事の際を想定した連携訓練を行っていただきたいと思います。

そして、我々の使命であります町民の生命、財産を守る立場にあることを改めて胸に刻み、危機管理室を中心に全庁一丸となって有事に備えてまいります。

また、８月１８日においては、４年ぶりに多くの方々にご来場いただき、「千代田の祭り・川せがき」を開催することができました。当日は、約１５０年続く読経と灯籠流しによる川せがき法要についても滞りなく執り行うことができました。祭りの開催に当たり、お力添えを賜りました企業や個人の皆様、川せがき保存会、議員の皆様、そして関係者の皆様にこの場をお借りいたしまして感謝と御礼を申し上げます。ありがとうございました。

9月1日には関係者で米寿を迎えられた皆様のところへ向かい、慶祝を行ってまいりました。今年は米寿を迎えた方が53名、喜寿を迎えた方が196名いらっしゃいました。節目を迎えられた皆様には、これからも家族と末永く元気に健康でお過ごしいただきたいと思います。

そして、来週23日には「まちコンⅡ～邑楽館林婚活パーティー～秋の出逢い、東毛で叶う」を開催いたします。申込みは9月8日で締め切っており、25歳から45歳までの独身男女が対象となります。男女合わせて180名の参加希望をいただいております。参加者が各75名定員を超えた場合には、厳正なる抽せんにて決定させていただくことになっております。当日ご参加いただく皆様にはよい出会いがありますようにお祈り申し上げますとともに、最終的にはぜひとも本町に移住定住いただけることを願っております。

本日9月15日から、最多の接種者で第7回目となる新型コロナウイルスの集団ワクチン接種がスタートいたします。現在新型コロナウイルス感染症は5類に移行し、それと同時に感染者の公表がなくなりましたが、引き続き気を緩めることなく、感染症対策をよろしくお願いいたします。

そして、利根川新橋においては、8月23日、群馬県議会の産業経済土木常任委員会が赤岩渡船と利根川新橋の現地視察に来町されました。当日は私も同行させていただき、県議の方々とともに現状を確認いたしました。9月の県議会定例会において、利根川新橋の調査費が補正予算として計上される運びとなっております。可決されれば歴史的な一步を踏み出すことができます。これから利根川新橋の架橋に向けてスタートとなりますので、引き続き利根川新橋の早期着工、架橋、そしてアクセス道路など幹線道路網の整備促進についても要望活動を行ってまいります。議員各位には引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

また、利根川新橋建設促進期成同盟会として、11月16日に構成市町とともに国土交通省関東地方整備局へ要望活動を実施する予定となっておりますので、この場でご報告させていただきます。

また、10月には町民体育祭、11月には文化祭、産業祭、年が明けおもてなしマラソンと、大きなイベントもございます。このようなイベントを通して関係人口も増やし、移住定住へつなげていきたいと思っておりますので、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

結びになりますが、議員各位におかれましては、引き続き健康管理にご留意いただきながら、町勢発展のためご活躍いただけますようお願い申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

---

## ○閉会の宣告

○議長（小林正明君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6日から本日まで10日間にわたり、令和5年第3回千代田町議会定例会が開催されました。会期中、議員各位には終始ご熱心にご審議を賜り、諸議案も滞りなく議了いたしましたことに対し、心から御礼申し上げます。

本会議は、4名の議員より一般質問が行われました。また、決算審査特別委員会では、2日間にわたり各会計について審議されたわけですが、町長をはじめとする町当局の皆様には懇切丁寧にご回答いただき、前向きな議論ができたと考えております。会期中、議員各位から寄せられましたよき提案や指摘、意見を行政運営または行政の執行に反映していただきますようお願いいたします。今後とも有効な予算執行に努めていただき、行政サービスの更なる向上にご尽力いただきますようお願いいたします。

また、監査報告をいただきました白石代表監査委員におかれましては、お忙しい中、ありがとうございました。

さて、新型コロナウイルス感染症も第5類になったことから議場内の飛散防止対策の亚克力板も撤去いたしました。そして、各常任委員会においても研修視察を再開し、議会議員の見識を深めることができました。

また、8月18日には「千代田の祭り・川せがき」も実施され、従来どおりのにぎわいが戻ったと実感したところであります。今後とも議会としてもおもてなしの心を持って協力していきたいと思っております。

そして、13日の新聞記事において、先ほど町長からの話もございましたが、県一般会計補正予算案に利根川新橋の関連経費4,300万円が盛り込まれたとありました。早期実現に向けてぜひとも可決していただきたいところであります。

これからの時節柄、台風の到来の時期となってきます。今月3日には町の防災訓練も実施され、行政、住民、企業が災害リスクに関する知識と心構え、そして防災意識を共有できたと考えております。

結びに、例年になく暑さの厳しい日が続きます。そして、まだ続いております。季節は朝に晩には日一日と秋が深まってきたなと考えておりますが、相変わらず日中は暑い盛りでまだ続いております。どうか皆様には健康に十分に留意されますとともに、ますますご活躍されますようご祈念申し上げ、令和5年第3回千代田町議会定例会を閉会といたします。

長い間ご苦勞さまでした。御礼を申し上げ、終了といたします。

閉 会 （午前 9時19分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和5年 月 日

千代田町議会議長 小 林 正 明

①署名議員 大 澤 成 樹

②署名議員 酒 巻 広 明